

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長 会議資料

令和 4 年 3 月

高齢者支援課

目次

【高齢者支援課】

1	介護施設等の整備及び運営について	1
2	介護施設等における防災・減災対策の推進について	17
3	養護老人ホーム・軽費老人ホームについて	24
4	有料老人ホーム等の適切な整備及び運営について	35
5	高齢者の居住と生活の一体的な支援について	60
6	介護現場（施設系サービス）の生産性の向上について	62
7	福祉用具・住宅改修について	70
8	高齢者虐待の防止等について	78
9	介護サービス相談員制度等の推進について	83

1. 介護施設等の整備及び運営について

(1) 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

① 予算案及び対象事業の拡充

地域医療介護総合確保基金（介護分）令和4年度予算案については、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、2015（平成27年度）から2020年代初頭までに介護の受け皿50万人分の整備に向けた施設整備や、多様な人材の参入促進や介護ロボット、ICT等の導入を通じた労働環境の改善等による介護人材の確保を推進するため、824億円（うち国費549億円）（前年度同額）を計上している。

なお、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分の配分額については、令和3年度予算からの変更はなく、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分それぞれ必要な額を計上している。

[内訳]

介護施設等の整備分 618億円（うち国費412億円）

介護従事者の確保分 206億円（うち国費137億円）

また、介護施設等の整備分については、地域密着型サービスの施設等の整備費や施設開設準備経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修等に対する支援を行うほか、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、引き続き、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援するとともに、令和4年度予算案では、

- ・ 一定の条件の下で災害レッドゾーンに立地する老朽化等した広域型施設（定員30人以上）の移転費への助成を実施
- ・ 介護付きホームの施設整備費と定期借地権設定のための一時金支援の対象都道府県を拡大（宮城県、新潟県、岡山県、広島県、熊本県、栃木県、群馬県、山梨県、福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県を追加）

を行う予定である。

都道府県別における事業別の実施予定を見ると、実施状況に大きな差があることから、未実施の事業について実施を検討いただくほか、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、「介護付きホームの整備促進」や「介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」等について、積極的に事業を実施していただくようお願いする。

「介護付きホームの整備促進」

- ・ 高齢者向け住まいが都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護サービス基盤として介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介

護の指定を受けるもの)も含めて、その整備促進していくことが適当であることから、介護付きホームを施設整備費等の補助対象に追加する。

「介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」

- ・ 「介護離職ゼロ」の実現に向けた受け皿整備量拡大と老朽化した特養等の広域型施設の修繕を同時に進めるため、介護施設等の新規整備を条件に行う、定員30人以上の広域型施設の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造等）・耐震化について補助する。

各都道府県におかれましては、政令市、中核市を含めた管内自治体の事業展開の意向や地域のニーズを十分に勘案し、当該予算の積極的な活用をお願いしたい。

なお、地域医療介護総合確保基金（介護分）令和4年度予算案の各都道府県への交付に当たっては、上記の内訳に関わらず、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分を一体的に交付するなど、引き続き柔軟に対応することを予定している（例えば、各都道府県の介護従事者の確保分の協議額が、予算額を超えた場合に、介護施設等の整備分の予算額を充てる。）（※）。

（※）これは、過年度に交付されたものや、令和4年度予算案を国から都道府県へ交付した後に、基金造成事業に要する各区分（介護施設等の整備分、介護従事者の確保分）の経費の配分変更を認める趣旨ではなく、国における都道府県への予算の配分について、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分それぞれの国の予算枠にとらわれず一体的な交付を行う趣旨であるので留意すること。

② スケジュール（予定）

3月中	第1次協議及び事業量調査の依頼
4月中	厚生労働省本省による管理運営要領、留意事項通知等の関連通知の発出 ＜地方厚生（支）局による都道府県ヒアリング＞
速やかに（5月頃）	厚生労働省本省による都道府県への内示
2月頃	地方厚生（支）局による都道府県への交付決定
翌年度	地方厚生（支）局による都道府県への交付確定

③ その他留意事項

介護施設等における木材の利用の促進及びCLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の活用

- ・ 社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用にあたっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日付け雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用やCLTの積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用やCLTの積極的な活用についての周知にご協力いただくようお願いしているところであり、

引き続き、ご協力をお願いしたい。

- ・ なお、地域医療介護総合確保基金については、管理運営要領上、都道府県及び市町村が作成する整備計画の事業の選定に当たっては、入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うものが優先的に盛り込まれるよう配慮することとしているので、念のため申し添える。

（２）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）

① 予算案及び対象事業

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の令和４年度予算案については、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じるものとして、12 億円を計上している。

（参考）令和３年度補正予算：56 億円

「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年１２月１１日閣議決定）において、社会福祉施設等については、耐災害性強化対策として、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策が盛り込まれており、引き続き、本交付金によりこれらの対策の支援を行っていく予定である。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、引き続き、換気設備設置事業（風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置）を実施する予定である。

都道府県・市区町村におかれては、必要な予算を確保しつつ、本交付金を有効に活用し、高齢者施設等の防災・減災の強化を着実に進めていただきたい。

（参考）防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
（令和2年12月11日閣議決定）（抜粋）

第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）（厚生労働省）

第4章 対策の事業規模

第2章において示した重点的に取り組むべき対策について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、今後5年間でおおむね15兆円程度を目途としており、別表のとおりである。また、対策の初年度については、令和2年度第3次補正予算により措置する。

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融资のほか、民間事業者等による事業が想定されている。

② スケジュール（予定）

令和4年度においては、4月中に、地方厚生（支）局を通じて各都道府県・指定都市・中核市宛てに、また都道府県を經由して各市町村宛てに、協議の事務連絡を発出する予定なので、遺漏のないようお願いしたい。

③ その他留意事項

令和4年度協議については、予算を上回る協議額となる可能性があることから、補助協議申請にあたっては、実施主体の地方自治体ごとに、優先順位を付して協議していただくこととしている。

また、非常用自家発電設備や給水設備の協議に当たっては、当該介護施設等における福祉避難所の指定・協定の有無を優先採択の基準とすること等を予定しているので、御了知いただきたい。

また、令和4年度予算案における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等として、耐震化整備、ブロック塀等の改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援については、市区町村が策定する国土強靱化地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化することを予定している。また、国土強靱化地域計画を未策定の市区町村に所在する介護施設等については、原則、補助対象外とすることも検討しているので、御了知いただきたい。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における非常用自家発電設備整備事業について、太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備など平時を含めた使用が想定されるものは、原則、対象外としているところであるが、太陽光発電の設置に活用できるメニューとしては、下記の補助事業が考

えられるので、御了知いただきたい。

【太陽光発電の設置に活用できるメニュー】

○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

- ・ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（定員 29 名以下の小規模施設が対象）

○地域医療介護総合確保基金

- ・ 地域密着型サービス等整備等助成事業（定員 29 名以下の小規模施設が対象）※整備時に合わせて実施
- ・ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業（定員 30 人以上の大規模施設が対象）

（３）特別養護老人ホームへの入所申込者の状況に関する調査について

特別養護老人ホームへの入所申込者の状況に関する調査については、地方自治体のご協力の下、平成 21 年度、平成 25 年度、平成 28 年度及び令和元年度に実施・公表したところ。

令和 4 年度においても、最新の状況を把握するため、同様の調査を実施予定。詳細は追って各都道府県にお送りするので、ご協力をよろしくお願いしたい。なお、老人保健健康増進等事業（老健事業）に基づく待機者に関する調査についても、夏頃に実施する予定なので、こちらについてもご協力をよろしくお願いしたい。

（４）介護施設等における身元保証人等の取扱について

成年後見制度利用促進基本計画については、今年度が見直しの年度となっており、今月下旬に、第二期計画が閣議決定される予定。当計画において、国及び地方公共団体は、施設入所時に身元保証人や連帯保証人を求める必要はないことなどについて、事業者等に理解を促す取組などを更に進めていく旨、記載される見込みである。

昨年この会議でも周知したところであるが、介護施設等に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がいらないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護施設等に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護施設等が、身元保証人等がいらないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱を行うことのないよう、適切に指導・監督を行っていただきたい。

【参考】

- 平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」報告書

※https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/mhlw_kaigo2018.html

- 「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」（平成 30 年 8 月 30 日付け老高発 0830 第 1 号・老振発 0830 第 2 号通知）

（５）介護保険施設等における事故の報告様式の活用等について

介護保険施設等における事故報告については、令和 3 年度介護報酬改定の議論を踏まえ、「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和 3 年 3 月 19 日付老健局高齢者支援課長他通知）において、事業所が使用する事故報告の標準となる様式をお示ししているところである。同様式の活用及び管内市町村や管内事業所への周知について、引き続きご協力をよろしくお願いする。

「令和 3 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和 4 年度調査）」（令和 4 年度改定検証）において、介護現場における本事故報告様式の活用状況、報告されている事故情報の内容等に関する実態把握を行うとともに、報告された事故情報の分析や活用のあり方についての検討に資する基礎資料を得るための調査を実施する予定なので、こちらについてもご協力をよろしくお願いする。

（６）ユニット型特別養護老人ホームの 1 ユニットあたりの入居定員について（再周知）

ユニット型特別養護老人ホームの 1 ユニットあたりの入居定員については、令和 3 年度介護報酬改定において、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 35 条第 4 項において「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする」と規定したところであり、加えて、「「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」（令和 3 年 3 月 19 日付老健局長通知）において、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が 15 人までのユニットを認めることを周知しているところである。これらの趣旨について、改めてご留意いただくとともに、適宜、必要な対応をお願いしたい。管内市町村に改めて周知いただくよう、ご協力をよろしくお願いする。

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）（抄）
（設備の基準）

第三十五条 （略）

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

（平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号）

第 5 ユニット型特別養護老人ホーム

4 設備の基準（基準第 35 条）

(5) 居室（第一号イ）

③ ユニットの入居定員

ユニット型特別養護老人ホームは、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下とすることを原則とする。

ただし、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が十五人までのユニットも認める。

（７）特別養護老人ホーム等における訪問理容・美容サービスについて

特別養護老人ホーム等の老人福祉施設における出張理容・出張美容に関する留意点については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について」（平成 25 年 12 月 25 日付厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知）にてお知らせしているところである。外出の困難な在宅の高齢者に対する出張理容・出張美容サービスの提供事業については、市町村において、介護保険法に基づく市町村特別給付事業や、独自事業として実施している事例もあると承知しているが、その中には、高齢者施設の入所者や、医療機関に入院中の者等も事業の対象としている例もあるので、ここで紹介させていただくとともに、管内市町村とともに、必要に応じて参考とされたい。

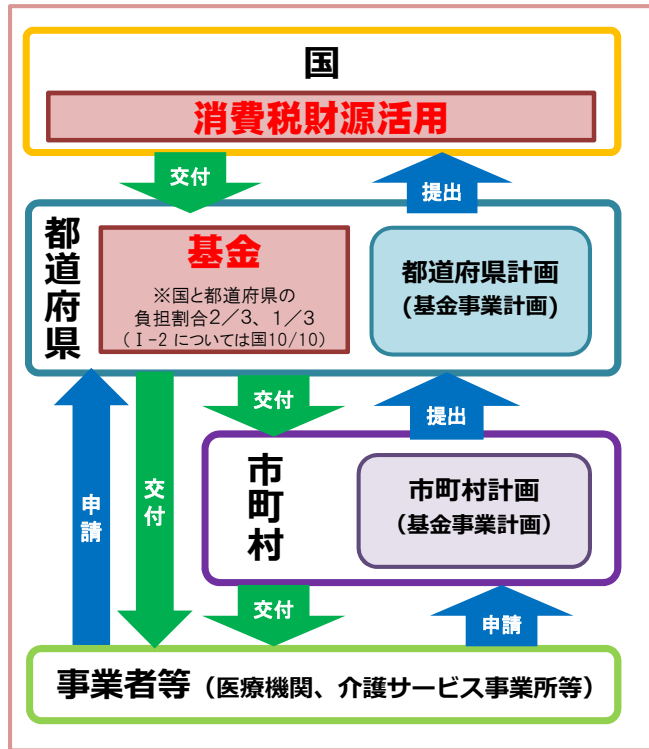
（参考）A 市における訪問理容・美容サービス事業の例

市内に住所のある高齢者や重度の身体障害者を対象とし、居宅、病院、老人福祉施設、介護保険施設を訪問先とする訪問理容・美容サービスに対し、出張に係る経費を助成。

地域医療介護総合確保基金

令和4年度予算案:公費で1,853億円
(医療分 1,029億円、介護分 824億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。

※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

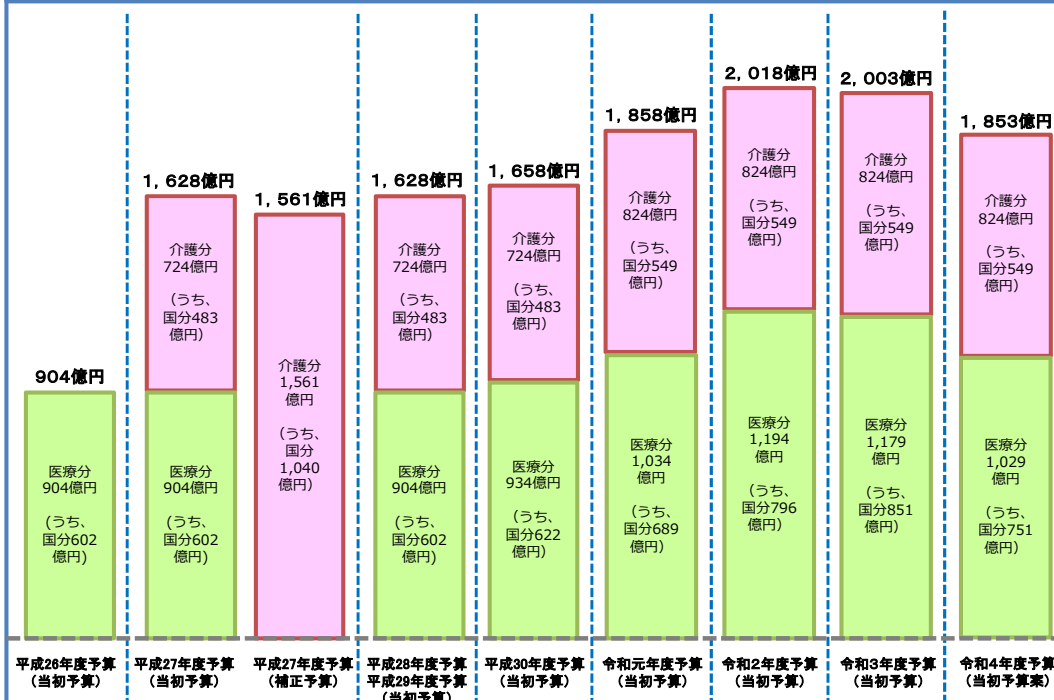
地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)**
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

地域医療介護総合確保基金の令和4年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の令和4年度予算案は、公費ベースで1,853億円(医療分1,029億円(うち、国分751億円)、介護分824億円(うち、国分549億円))を計上。

地域医療介護総合確保基金の予算



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)**
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

※ 基金の対象事業変遷

- 平成26年度に医療を対象として I-1、II、IV が創設
- 平成27年度より介護を対象として III、V が追加
- 令和2年度より医療を対象として VI が追加
- 令和3年度より医療を対象として I-2 が追加

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

対象事業

【拡充内容】
・一定の条件の下で災害レッドゾーンに立地する老朽化等した広域型施設（定員30人以上）の移転費への助成を実施
・介護付きホームの施設整備費（1①・②）と定期借地権設定のための一時金支援（2③）の対象都道府県を拡大（12⇒24）

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備（土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合や、改築・増改築を含む）に対して支援を行う。
（対象施設） 地域密着型特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、小規模な特定施設（介護付き有料老人ホーム）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている（介護医療院を含む）。
- ② 上記対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を行う。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。
- ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した特別養護老人ホーム等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービス（※）を整備する際に、あわせて行う広域型特養等の大規模修繕・耐震化について支援を行う。＜令和5年度までの実施＞
※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設（介護付き有料老人ホーム）（いずれも定員30人以上の広域型施設を含む）

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床や再開設時、大規模修繕時を含む）に要する経費の支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
※「大規模修繕時」は、施設の大規模修繕の際に、あわせて行うロボット・センサー、ICTの導入に限る。＜令和5年度までの実施＞
※通いの場の健康づくりや防災に関する意識啓発のための設備等についても支援を行う。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を行う。
- ④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの支援を行う。
- ⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備＜令和5年度までの実施＞に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- ③ 介護療養型医療施設等の老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を行う。
- ④ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を行う。
- ⑤ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を行う。

※1～3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援
（地域医療介護総合確保基金）

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：412億円の内数（412億円の内数）

○ 介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援する。

① 多床室の個室化に要する改修費

■事業内容

事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化（※）に要する改修費について補助

※可動の壁は可
※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1 定員あたり97.8万円

※ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で実施していた事業を移管し、令和3年度予算から実施

《多床室》

《個室化》

② 簡易陰圧装置の設置に要する費用

■事業内容

介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1 施設あたり：432万円×都道府県が認めた台数（定員が上限）

※ 令和2年度第1次補正予算から実施

＜既存病室から陰圧室への改修施工例（簡易型）＞
①HEPA 空気清浄機
②可動式パーティション
③簡易ダクト

③ 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用

■事業内容

新型コロナウイルス感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点からゾーニング環境等の整備に要する費用について補助

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング：100万円/箇所
② 従来型個室・多床室のゾーニング：600万円/箇所
③ 家族面会室の整備：350万円/施設

※ 令和2年度第3次補正予算から実施。③について
は令和3年度補正予算で拡充。

ユニット入口にローション（玄関室）を整備

施設内の上層又は外廊から出入

家族面会室

入所者

車庫

施設内から出入

玄関室から出入

ゾーニング

4人部屋 トイレ 洗面所 洗面所 4人部屋 4人部屋

4人部屋 トイレ 洗面所 洗面所 4人部屋 4人部屋

通路

1台・洗面所・トイレ等を兼用

※ 機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象

9

拡充

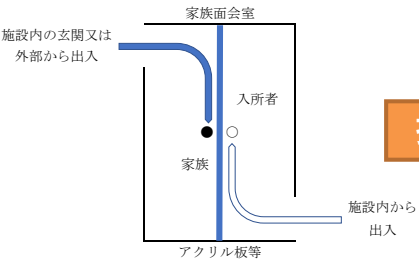
概要

- 介護施設等において、既に支援を行っている「2方向から出入りできる家族面会室の整備」に限らず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を再開・推進するために必要な家族面会室の整備に対して支援を行う。
⇒ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、介護施設等における家族面会を実現し、「ウィズコロナ」下での社会活動再開を支援

事業内容

- 2方向から出入りできる家族面会室の整備

【補助単価】 350万円/施設



※ 令和2年度第3次補正予算から「感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備」の1つとして実施中

- **2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、新型コロナウイルス感染症下における家族面会を可能とするための整備・改修について支援を実施**

(一例)

- ・ 「密」を避けるための家族面会室の複数設置や拡張（床面積の拡大）
- ・ 家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置
- ・ 家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室等の設置
- ・ 家族面会室がない場合の新規整備

【対象施設等】※変更なし

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院、介護療養型医療施設
- d 養護老人ホーム
- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 有料老人ホーム
- j サービス付き高齢者向け住宅
- k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- l 生活支援ハウス

【補助単価】※変更なし
350万円/施設



<参考> その他の新型コロナウイルス感染症対策に関する介護施設等へのハード面での支援

- ① 多床室の個室化に要する改修費
- ② 居室における簡易陰圧装置の設置に要する費用
- ③ 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用（ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング、従来型個室・多床室のゾーニング）
- ④ 換気設備設置事業【地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で実施】

新

介護施設等における災害対策のための移転建替の支援事業
(地域医療介護総合確保基金（介護施設等整備分）の事業メニューの追加)

災害対策のための移転建替の支援

- ⇒ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン※1に立地する老朽化等した広域型介護施設※2の「移転建替」にかかる整備費を支援する。

※1 災害レッドゾーン 注：詳細は今後検討

- ・ 災害レッドゾーン（災害危険区域（出水等）、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）であって、都市計画法の改正（令和4年4月施行予定）により、新規の建設（開発）が原則禁止されるもの。

※2 広域型介護施設（定員30名以上の下記施設） 注：詳細は今後検討

- ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

※3 定員29人以下の介護施設については、従前より整備費の対象であることから、引き続き、移転建替等も補助対象とする。

(参考) 令和3年度以降の地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）の取扱い〔現行〕

- ・ 既存施設の移転建替について、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの」は従前より優先的な事業選定を求めているが、令和3年度以降、災害レッドゾーンからの移転改築整備については、最も重点的に取り組んでもらうこととする。
- ・ 施設の新規整備について、令和3年度以降、災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、原則補助の対象としないこと、また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、安全上及び避難上の対策を補助の条件とすることとする。

介護付きホームの整備促進（R2～）

高齢者向け住まいが都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護サービス基盤として介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）も含めて、その整備促進していくことが適当であることから、**介護付きホームを施設整備費等の補助対象に追加する。**

（拡充後の補助対象施設等）

（最大補助単価）

● 現行の補助対象施設等



● **介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）**

※ 施設整備費については、小規模（定員29人以下）の施設に限る。

※ 養護老人ホーム、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）は現行も補助対象。

● 施設整備費（下記12都道府県で実施可）

1 定員あたり 448万円

● 開設準備経費（全国で実施可）

（施設開設時の設備整備、人材募集・研修に係る経費等）

1 定員あたり 83.9万円

● 定期借地権設定のための一時金支援（下記12都道府県で実施可）

（施設用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた前払い賃料の補助）

路線価額の1/4

（補助要件等）

- 開設準備経費については、全国的に施設整備のネックとなっている人材確保の観点から、全国で実施。
- 施設整備費及び定期借地権設定のための一時金支援は、
 - ・ 介護需要の増加が顕著である北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県に限定して実施。
 - ・ **令和4年度からは、上記都道府県のほか、指定都市が所在する5県（宮城県、新潟県、岡山県、広島県、熊本県）、首都圏（栃木県、群馬県、山梨県）及び近畿圏（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県）の7県を対象に追加。**

介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（R2～）

「介護離職ゼロ」の実現に向けた受け皿整備量拡大と老朽化した特養等の広域型施設の修繕を同時に進めるため、**介護施設等の新規整備を条件に行う、定員30人以上の広域型施設の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造等）・耐震化について補助する。**

（新規整備する介護施設等）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

※ いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。

（大規模修繕・耐震化する広域型施設）

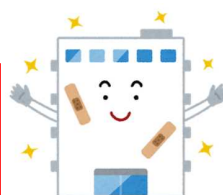
- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム



（最大補助単価）

1 定員あたり

112.8万円



（補助要件等）

- 1の介護施設等の新規整備につき、1の広域型施設の大規模修繕・耐震化が対象。
- 新規整備する介護施設等と大規模修繕・耐震化する施設の場所は、同一敷地内や近隣に限定されない。
- 介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の整備主体は同一法人であること。
- 都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めること。実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工すること。
- 令和5年度までの実施。

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援（R2～）

介護現場の生産性向上を推進するため、**介護施設等の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造）の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を補助対象に追加する。**

（現行の開設準備経費の
補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）

※現行の開設準備経費の補助対象
・施設開設時の設備整備
・人材募集・研修に係る経費 等

（開設時等の開設準備経費の
最大補助単価）

特養、老健、認知症グループ
ホーム、介護付きホームの例：
1 定員あたり 83.9 万円

（拡大後の開設準備経費の
補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）



- **大規模修繕時**

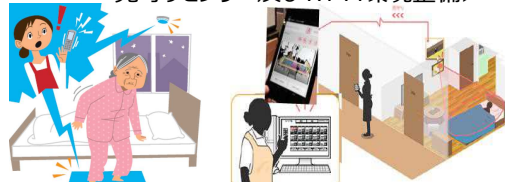
（大規模修繕時の開設準備経費の
最大補助単価）

特養、老健、認知症グループ
ホーム、介護付きホームの例：
1 定員あたり 42 万円

（補助要件等）

- 補助対象経費は、介護従事者の確保分における「介護ロボット導入支援事業」及び「ICT導入支援事業」において対象となっている機器等を導入するために必要な経費。
（なお、介護ロボット・ICT以外の設備整備、人材募集・研修に係る経費等は対象外。）
- 「介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」と併せた補助実施も可能。
- 令和5年度までの実施。

＜例①：天井の内装改修や電気設備改造と
見守りセンサー及びWi-Fi環境整備＞



＜例②：給排水設備の改造工事とロボット技術を用いた設置位置を調節可能なトイレ整備＞



＜例③：浴室の改修工事とロボット技術を用いた
浴槽の出入り動作の支援機器整備＞



介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点（通いの場等）における防災意識啓発の取組支援（R2～）

市区町村が地域住民の予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、新たな地域コミュニティの構築を支援するため、**介護予防拠点（通いの場等）における参加者の予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な設備、出前授業の開催に係る経費について補助する。**

（実施主体）

市区町村
（市区町村の助成により事業者
が事業を実施する場合も可）

（最大補助単価）

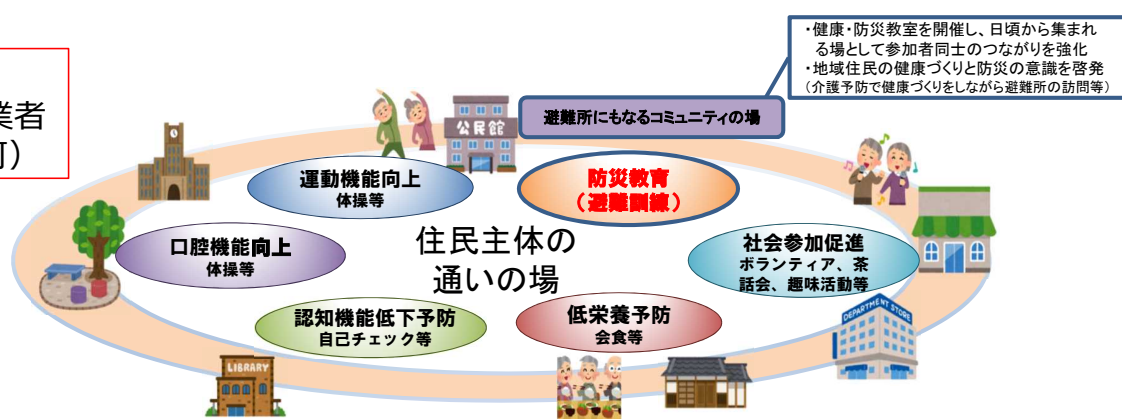
1 か所あたり
10 万円

（補助対象経費）

- 介護予防拠点における参加者の予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費
（例：予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費）
- 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費

（補助要件等）

- 購入備品を予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する（例：歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る）等の事業実施は必須。
- 補助は、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1 か所につき1 回限りとする。
- 介護予防拠点が、既存メニューの施設整備費の補助を受けているかは問わない。



介護職員の宿舍施設整備（R2～）

介護人材（外国人を含む）を確保するため、**介護施設等の事業者が介護職員（職種は問わず、幅広く対象）用の宿舍を整備する費用の一部を補助することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。**

（補助対象施設等）

- 特別養護老人ホーム
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
 - ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
 - 認知症高齢者グループホーム
 - 小規模多機能型居宅介護事業所
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ※ いずれも定員規模は問わない。

（補助率）

1 宿舍あたり

1 / 3



（補助基準額）

- 宿舍の定員規模や設備、居室類型は問わない。
- ただし、補助対象となるのは、補助対象施設等（建築中を含む）の職員数分の定員規模までであって、1 定員あたりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む）33㎡以下とする。
- 土地の買収や整地費用、設備整備に係る経費は対象外。

（整備方法）

- 新築のほか、既存建物を買収した整備（新築より効率的な場合に限る）、既存建物を改修した整備も対象。
- 土地所有者が補助対象施設等の運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も対象。（オーナー型）

（補助要件等）

- 宿舍の家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- 宿舍の設置場所は、施設等の敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- 宿舍の入居者は、補助対象施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、宿舍の定員規模の2割以内において、職員の家族等や介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サ高住を含む）の職員の利用も可能。
- 令和5年度までの実施。

特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援（R2～）

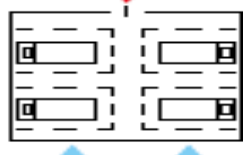
居住環境の質を向上させるために行う**多床室のプライバシー保護のための改修について**、これまでの特別養護老人ホームに加えて、**併設されるショートステイ用居室を補助対象に追加する。**

（現行の補助対象施設）

- 特別養護老人ホーム

※ 定員規模は問わない。

カーテン等で仕切られているタイプ。個人の領域は明示されるが、他者の視線や音などのコントロールはできない。

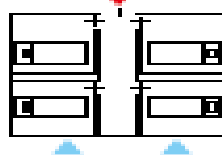


（拡大後の補助対象施設）

- 特別養護老人ホーム
及び併設されるショートステイ用居室

※ いずれも定員規模は問わない。

天井まで達しない壁で仕切られているタイプ。



（最大補助単価）

1 定員あたり

73.4万円

（補助要件等）

- 改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認める。
- 1人当たりの面積基準は設けないが、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たすこと。
- 既に特養のプライバシー保護改修を実施済みの場合、併設されるショートステイ用居室のみ改修することも可能。

介護施設等における看取り環境整備推進（R2～）

介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、**看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ベッド等の設備について補助する。**

（補助対象施設等）

- 特別養護老人ホーム
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
 - 養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム
 - 認知症高齢者グループホーム
 - 小規模多機能型居宅介護事業所
 - 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ※ いずれも定員規模は問わない。

（最大補助単価）

1 施設あたり

3 5 0 万円



＜改修前の例＞



＜改修後の例＞



（補助要件等）

- 整備を行う個室は、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保すること（施設の状況に応じて、様々な改修が考えられるため、個室の床面積基準は設けない）。
- 整備した個室は、看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

共生型サービス事業所の整備推進（R2～）

平成29年度の介護保険法等の改正により新たに位置付けられた共生型サービス事業所の整備の推進を図り、障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**介護保険事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な改修・設備について補助する。**

（補助対象事業所）

- （地域密着型）通所介護事業所
- （介護予防）短期入所生活介護事業所
- （介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所

（最大補助単価）

1 事業所あたり

1 0 2.9 万円

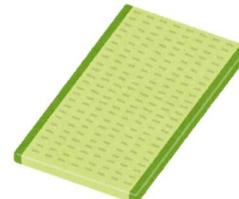
＜改修の例＞

麻痺がある方に対応するため、階段手すりの設置、段差解消の通路改修、浴室・トイレ・水道改修（障害特性により蛇口が扱いづらい方のため、蛇口の形を変える）



＜設備購入の例＞

頭部保護のためのヘッドギアや地べたで過ごすことが多い方に対応するための畳、エアマット等の購入。



（補助要件等）

- 共生型サービスの指定を受けた事業所（本補助事業完了までに指定を受ける見込みの既存事業所及び新規整備する事業所を含む）。

令和３年度 介護施設等の整備に関する事業見込量等調査①
(事業別・都道府県別の令和３年度執行予定)

区分	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
１．地域密着型サービス等整備助成事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち介護施設等の合築等	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	-	○
うち空き家を活用した整備	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-
うち介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	○
２．介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち大規模修繕の際の介護ロボット・ICT導入支援	-	-	-	-	○	-	○	-	○	○	-	○
うち介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○
３．定期借地権設定のための一時金の支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
４．既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○
５．民有地マッチング事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
６．介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○
７．介護職員の宿舎施設整備事業	○	-	-	-	○	-	○	○	-	-	○	○

区分	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
１．地域密着型サービス等整備助成事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち介護施設等の合築等	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
うち空き家を活用した整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-
２．介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち大規模修繕の際の介護ロボット・ICT導入支援	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○
うち介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-
３．定期借地権設定のための一時金の支援事業	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
４．既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
５．民有地マッチング事業	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
６．介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
７．介護職員の宿舎施設整備事業	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○

※令和４年１月４日集計時点

令和３年度 介護施設等の整備に関する事業見込量等調査②
(事業別・都道府県別の令和３年度執行予定)

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県
１．地域密着型サービス等整備助成事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち介護施設等の合築等	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
うち空き家を活用した整備	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
うち介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	○
２．介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち大規模修繕の際の介護ロボット・ICT導入支援	○	○	-	○	○	-	○	-	○	○	○	○
うち介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○
３．定期借地権設定のための一時金の支援事業	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
４．既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
５．民有地マッチング事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
６．介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
７．介護職員の宿舎施設整備事業	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○

区分	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
１．地域密着型サービス等整備助成事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち介護施設等の合築等	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○
うち空き家を活用した整備	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
うち介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	-	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-
２．介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うち大規模修繕の際の介護ロボット・ICT導入支援	-	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○
うち介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援	-	-	-	○	-	-	○	-	○	-	-
３．定期借地権設定のための一時金の支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
４．既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○
５．民有地マッチング事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
６．介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
７．介護職員の宿舎施設整備事業	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○

※令和４年１月４日集計時点

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**スプリンクラー**設備等の整備、**耐震化改修・大規模修繕等**のほか、**非常用自家発電・給水設備**の整備、**水害対策に伴う改修等**、倒壊の危険性のある**ブロック塀等**の改修の対策を講じる。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 ※定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難」が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満）	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

※「等」には、非常用自家発電機設備の設置も含まれる。

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

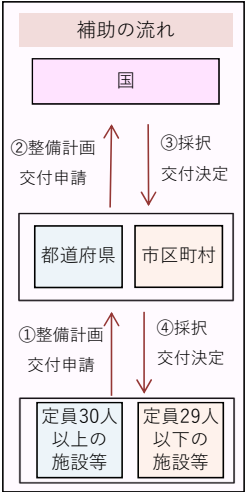
○ 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i なし ii なし	総事業費500万円/施設 総事業費80万円/施設
給水設備	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費500万円/施設 なし

④ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。
また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。 ※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし
換気設備	入所系の介護施設・事業所	定額補助	4,000円/㎡



計上所管：厚生労働省

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
（防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策分）

令和3年度補正予算
：56億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**耐震化改修**のほか、**非常用自家発電の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修**の対策を講じる。

① 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、非常用自家発電設備の設置や水害対策に伴う改修等を促進

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

② 高齢者施設等の非常用自家発電・水害対策強化事業

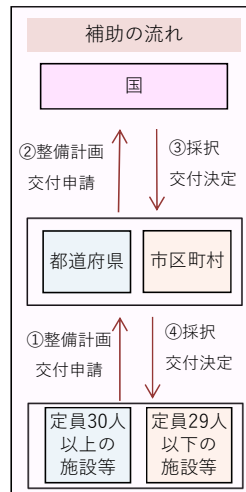
○ 高齢者施設等が、災害による停電時にも、施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備の設置、水害対策に伴う改修等を促進

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i なし ii なし	総事業費500万円/施設 総事業費80万円/施設

③ 高齢者施設等の安全対策強化事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし



【参考】「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）（抜粋）

第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

・**社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等倒壊、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）**（厚生労働省）

2. 介護施設等における防災・減災対策の推進について

(1) 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会

令和2年度において、国土交通省と連携し、高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会を開催し、高齢者福祉施設における避難の実行性を高める方策について、令和3年3月にとりまとめた。

令和3年6月25日に、4省庁連名通知「社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について」を発出しており、高齢者施設の避難の実効性確保に取り組むとともに、避難確保計画と個別避難計画の連携を図り、高齢者の切れ目ない避難支援を実施することについて、依頼しているので、引き続き、よろしくお願いする。

また、令和3年12月20日から「令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会（フォローアップ会議）」を国土交通省と連携の上で開催しており、当該会議での意見を踏まえて、国土交通省において、「避難確保計画の作成の手引き」を改定する予定となっているので、改定された際には改めてお知らせする。

(2) 介護施設等における防災・減災対策の推進について

介護施設等の防災・減災対策の推進のため、下記のような取組を実施しているので、各都道府県・市区町村においても、介護施設等における防災・減災対策の推進の取組をお願いする。

① 「介護施設等における防災リーダー養成等支援事業」の実施

地域医療介護総合確保基金を活用した「介護施設等における防災リーダー養成等支援事業」が実施されているところである。

本事業では、都道府県において、介護職員等向けの防災研修の実施や防災に関する相談窓口の設置のために必要な経費に対して支援を行うものであり、この研修や相談窓口については、介護版 EMIS（イーミス）や BCP（業務継続計画）の作成等に関する介護施設等に対する支援としても、効果的かつ効率的であると考えられることから、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

○地域医療介護総合確保基金管理運営要領（抜粋）

別記2 介護従事者の確保に関する事業

(26) 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業

介護施設等における防災リーダー（介護施設等における防災対策の中心となる職員を指し、役職等を問わない）の養成等を目的として、都道府県における介護職員等向けの防災研修の実施や公益団体等が実施する介護職員等向けの防災研修の受講支援のほか、都道府県における介護施設等からの防災に関する相談を受ける防災相談窓口を設置するために必要な経費に対して助成する。

② 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」による支援（再掲）

令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、介護施設等の社会福祉施設等については、耐災害性強化対策として、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策に取り組むこととなっており、引き続き、本交付金による支援を行っていくので、積極的な活用をお願いしたい。

③ 「令和3年度介護報酬改定」における災害対策

介護施設等については、介護保険法等の関係法令において、非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられているが、令和3年度介護報酬改定における「感染症や災害への対応力強化」として、

- ・ 業務継続に向けた取組の強化として、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づけること（※3年の経過措置期間を設ける）
 - ・ 災害への地域と連携した対応の強化として、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととすること
- にしているもので、御了知いただきたい。

④ 「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き」について

令和2年度老人保健健康増進等事業「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」（一般財団法人日本総合研究所）において、全国の高齢者施設・事業所自らによる「非常災害対策計画」の作成や見直しを通じ、災害からの「避難時における入所者（利用者）の安全確保」を最優先事項と考え、避難の実行性の確保・向上に向けた検討の際の参考資料として活用いただくために、「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き」が作成されているので、御了知いただきたい。

○ 令和2年7月の球磨川流域の豪雨災害において熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」で死者14名の人的被害が発生した。これを受けて、国土交通省と厚生労働省は有識者会議を設置し、高齢者福祉施設の避難の実効性を確保するための方策を検討しとりまとめた。



令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会

委員名	所属・役職
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授
内田 太郎	筑波大学生命環境系 准教授
鍵屋 一	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部 教授
川口 淳	三重大学大学院工学研究科 准教授
鴻江 圭子	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 副会長
小林 健一郎	神戸大学都市安全研究センター 准教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
佐々木 重光	岩手県岩泉町 危機管理監
藤本 済	長野県建設部 砂防課長
オブザーバー	所属・役職
矢崎 剛吉	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)
重永 将志	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)
荒竹 宏之	消防庁国民保護・防災部防災課長

検討会経過

第1回検討会(令和2年10月7日)
高齢者福祉施設の避難確保に関する課題の検証等

第2回検討会(令和2年12月18日)
高齢者福祉施設の避難の実効性を高める方策の骨子等

第3回検討会(令和3年3月18日)
取りまとめ

【事務局】
国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課、砂防計画課
厚生労働省 老健局 高齢者支援課

高齢者福祉施設における避難の実行性を高める方策について(とりまとめ概要)

高齢者福祉施設の避難確保に関する課題

- 避難確保計画等に定められている避難先が災害リスクに適切に対応した場所になっていない場合がある。【避難先の課題】
- 利用者のケアなど避難先での業務継続に懸念があるため、早期の立退き避難を躊躇している。【避難先や避難のタイミングの課題】
- 避難先に利用者を移動させる訓練まで実施している施設は少ない。【訓練の課題】
- 大雨や暴風等の事態が進行した状況では、交通が麻痺し、職員が施設に駆け付けることができない場合がある。【職員体制の課題】
- 令和2年7月豪雨で被災した高齢者福祉施設では、階段を使った上階への避難に大きな労力と多くの時間を要した。【設備の課題】等

避難の実効性を高める方策

避難確保計画等の内容や訓練の内容に関する事項

- 洪水や土砂災害等の災害リスクに適切に対応した避難確保計画等の作成の徹底

災害リスクに適切に対応した避難先等が選定されるよう、市区町村が施設に対して助言・勧告する支援策を講じる。等

- 訓練によって得られる教訓の避難確保計画等への反映

訓練結果を施設と市区町村が共有し、市区町村が施設に対して計画の見直し等について助言・勧告する支援策を講じる。等

- 職員や利用者の家族等への災害リスクおよび避難確保計画等の周知

避難支援の協力者としての役割が期待される利用者の家族に対して、避難確保計画等の内容を周知する。非常災害対策計画と避難確保計画を一体化して作成するとともに、タイムラインを踏まえた分かりやすい計画を作成する。等

利用者の避難支援のための体制や設備に関する事項

- 施設内の垂直避難先や他の施設と連携した立退き避難先の確保等

垂直避難スペースやエレベータ、スロープ等の設置を支援する。施設同士で避難受け入れ体制を構築する。業務継続計画の作成の徹底を図る。等

- 地域や利用者の家族と連携した避難支援体制の確保

地域住民や利用者の家族と連携した避難支援の協力体制を構築する。市区町村と施設が平時から情報交換するための場を構築する。等

- 職員への防災知識の普及と職員の防災スキルの向上

個々の施設の防災リーダーを育成するための講習会等の実施を推進する。等

- 災害リスクの低い場所へ的高齢者福祉施設の誘導等

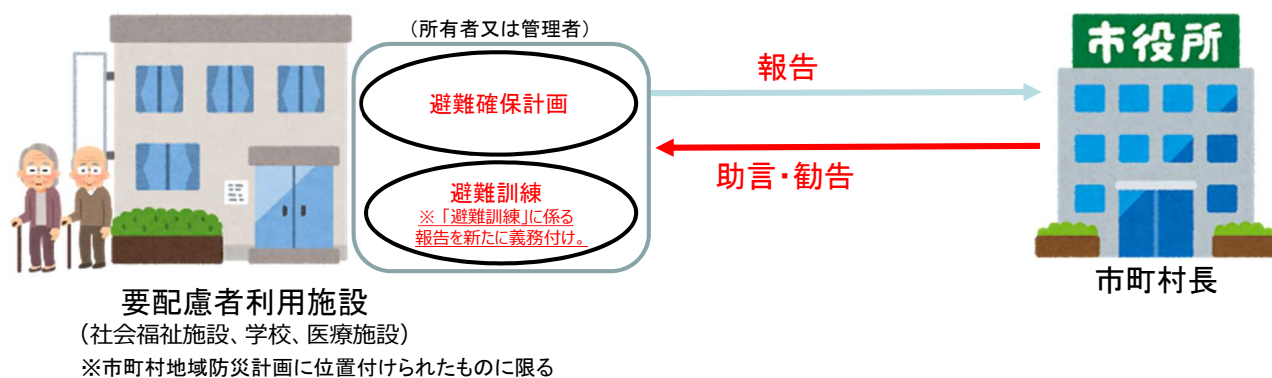
災害リスクを有する場所に新設する場合の補助要件の厳格化を図る。著しい危害が生ずるおそれがある区域等の開発・建築行為の厳格化を図る。等

- 昨今の水災害発生時の被害状況を踏まえ、高齢者等の避難困難者が利用する要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練の内容について、市町村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保を図る必要。

【改正概要】

- ・ 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成し、市町村に報告することとされている避難確保措置に関する計画(避難確保計画)について、報告を受けた市町村長による計画内容に係る助言・勧告制度の創設
- ・ 要配慮者利用施設の所有者等の実施義務とされている避難訓練について、市町村長への訓練結果の報告を義務付け、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設

【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】



社会福祉施設における避難の実効性確保、個別避難計画との連携 (国交省、厚労省、内閣府、消防庁の連携)

令和3年6月25日
4省庁連名通知

- 関係省庁が連携し、高齢者施設や障害者施設の避難の実効性確保に取り組むとともに、避難確保計画と個別避難計画の連携を図り、高齢者や障害者等の切れ目のない避難支援を実施。

国交省

厚労省

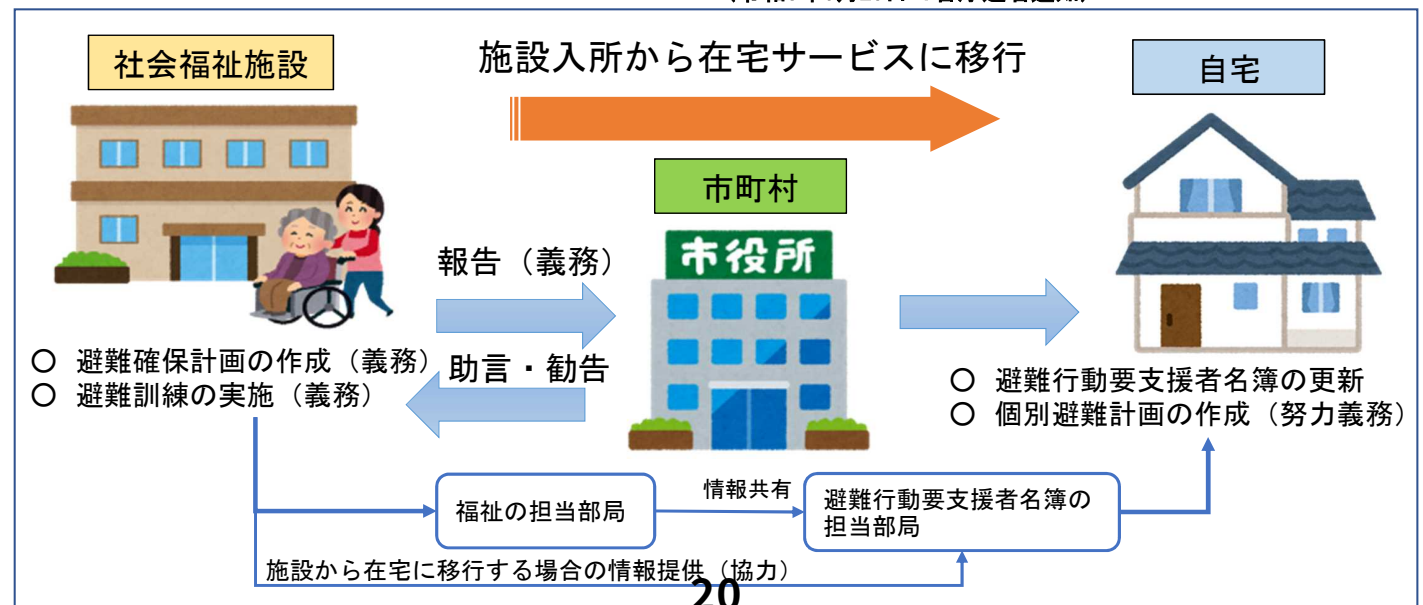
内閣府

消防庁

- 避難確保計画の作成と訓練実施の徹底
- 避難の実効性を確保するための避難確保計画のチェックリストの提供

- 高齢者や障害者等の情報を確実に把握するための仕組みの構築

(令和3年6月25日 4省庁連名通知)



令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会(フォローアップ会議)

- 昨年度設置の「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」のとりまとめ成果を踏まえ、これまの取組内容を確認するとともに、「避難確保計画の作成の手引き」の改定内容等について意見を頂くため、フォローアップ会議を開催する。

■スケジュール

<令和2年度>

令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会
(検討成果とりまとめ)

<令和3年度>

水防法、土砂災害防止法改正(R3年7月施行)

本検討会

第1回検討会(R3年12月20日)

第2回検討会(R4年2月24日)

R4年春頃(公表予定)

- 避難確保計画の作成・活用の手引き(改定版)
- 施設職員向けeラーニング教材

■検討会の内容

報告事項・確認事項

- 避難確保計画の作成状況
- 水防法等の改正内容
- 水防法等の改正を踏まえた通知
- 特定都市河川法の改正内容
- 施設管理者等自らによる避難確保計画の緊急点検の実施結果と対応
- 市町村職員向け研修会の実施 等

ご意見をいただく事項

- 避難確保計画の作成・活用の手引きの改定案 ※訓練ガイド、タイムライン含む
- 施設職員向けeラーニング教材

■委員

井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授
五代儀 幸司	岡山県知的障害者福祉協会 会長
内田 太郎	筑波大学生命環境系 准教授
◎鍵屋 一	跡見学園女子大 観光コミュニティ学部 教授
川口 淳	三重大学大学院工学研究科 准教授
川崎 鉄男	全国身体障害者施設協議会 副会長
小林 健一郎	神戸大学 都市安全研究センター 准教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
佐々木 重光	岩手県岩泉町 危機管理監
種岡 養一	公益社団法人全国老人福祉施設協議会災害対策委員会委員長
林 孝標	長野県建設部 参事兼砂防課長

■行政委員(オブザーバー)

内閣府
消防庁
厚労省(障害福祉課)

■事務局

国交省(河川環境課、砂防計画課)
厚労省(高齢者支援課)

◎: 座長 (五十音順 敬称略)

水災害に対する高齢者等の安全確保について

高齢者施設等の利用者の安全確保

1. 安全な場所への立地誘導

- 都市計画区域の災害ハザードエリアにおける開発の抑制【改正都市計画法】令和4年4月1日施行予定
- 水災害の危険性の高い地域を浸水被害防止区域として指定し、開発・建築行為※を許可制とし安全性を事前確認する制度の創設【改正特定都市河川浸水被害対策法】令和3年11月1日施行
※開発行為については住宅(非自己)と要配慮者施設、建築行為については住宅・要配慮者施設が対象
- 水災害リスクを有する場所に新たに設置される高齢者施設に対する補助要件の厳格化【厚労省において令和3年度より適用】

既存施設の移転支援

- 災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への移転の補助事業のかさ上げ【都市構造再編集中支援事業】令和2年度より適用
- 浸水被害防止区域等を移転対象区域に追加【改正防災集団移転特別措置法】令和3年11月1日施行

2. 避難の実効性確保

- 高齢者施設における垂直避難のための設備の設置、施設改修の実施【厚労省において令和2年7月31日より財政支援措置】
- 施設管理者等による避難確保計画の改善、訓練の実施【改正水防法】令和3年7月15日施行 **助言・勧告制度、訓練報告義務化**
<市町村や施設管理者等に対する国の技術的支援>
 - 避難確保計画のチェックリストの提供、助言・勧告のための市町村職員向け研修の実施(令和3年6月~7月)
 - 「避難確保計画の作成・活用の手引き(改定版)」の提供(令和3年度末予定) ← **今回、有識者検討会の開催**

連携

施設入所から在宅サービスに移行する場合、施設から市町村の避難行動要支援者名簿の担当部局に情報伝達
(令和3年6月25日 国交省、厚労省、内閣府、消防庁連名通知)

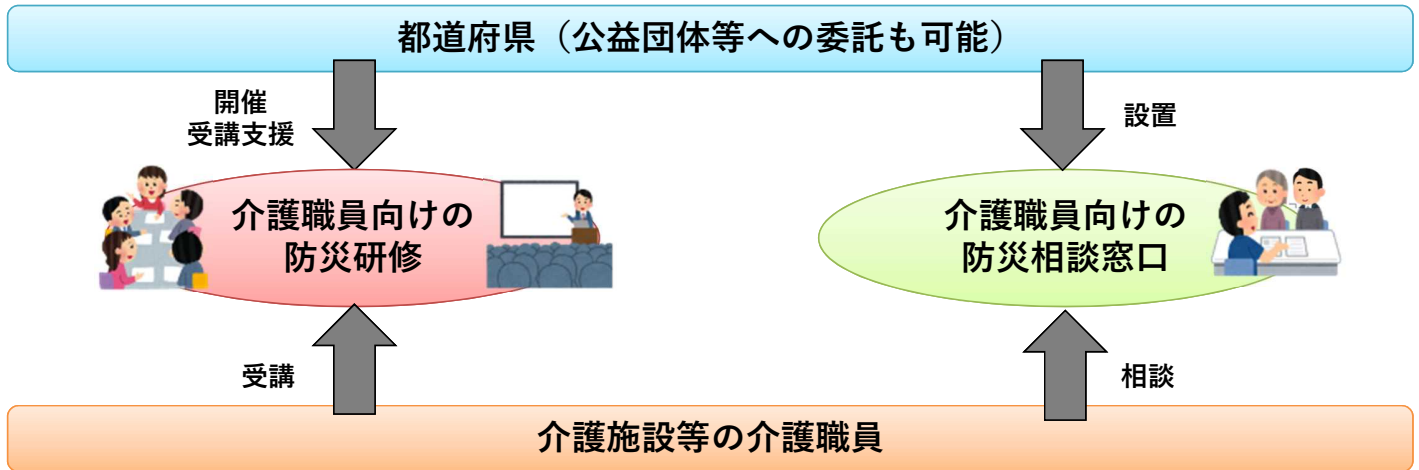
3. 在宅高齢者等の避難確保

- 避難行動要支援者名簿の作成(義務化)【改正災害対策基本法】平成26年4月1日施行
- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成(努力義務化)【改正災害対策基本法】令和3年5月20日施行

介護施設等における防災リーダー養成等支援事業 (地域医療介護総合確保基金)

- 介護施設等は、自力避難困難な方が多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、災害に備えた十分な対策を講じることが必要である。
- 介護施設等の介護職員については、災害発生時において、現場で避難のタイミング等を判断することが必要となるため、防災知識の習得などが求められる。
- そのため、介護職員向けの防災研修を都道府県が行うことや、公益団体等が実施する介護職員向けの防災研修の受講を支援する。
- また、都道府県において、介護施設等から、防災に関する相談を受けるための「防災相談窓口」を設置することを支援する。

【事業イメージ】



23-1,2,3,4

社会福祉施設等の耐災害性強化対策

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

概要 要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。

- ① 社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ② 安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ③ 社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える
- ④ 非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする

府省庁名：厚生労働省

①耐震化整備

◆中長期の目標

社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ。

昭和56年以前に建築された以下の施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設に対する対策の実施数

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約595箇所
 - ・障害児者関係施設 約280箇所
 - ・介護関係施設 約65箇所
 - ・その他関係施設 約84箇所
- 本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況
同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

②ブロック塀等改修整備

◆中長期の目標

安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ。

安全性に問題のあるブロック塀等を設置している施設における改修整備数

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約385箇所
 - ・障害児者関係施設 約255箇所
 - ・介護関係施設 約820箇所
 - ・その他関係施設 約12箇所
- 本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況
同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

③水害対策強化

◆中長期の目標

要配慮者施設において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える。

水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設数

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約45箇所
- ・障害児者関係施設 約470箇所
- ・介護関係施設 約1,175箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況
同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

④非常用自家発電設備整備

◆中長期の目標

非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする。

非常用自家発電設備がなく、今後、整備予定のある施設における整備

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約5箇所
- ・障害児者関係施設 約495箇所
- ・介護関係施設 約2,350箇所
- ・その他関係施設 約7箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況
同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

感染症対策の強化【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
- ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等
- （※3年の経過措置期間を設ける）

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】
- （※3年の経過措置期間を設ける）

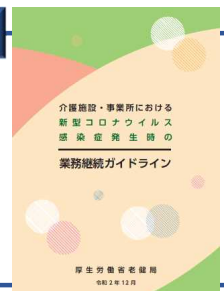
介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



掲載場所: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureiha/taisakumatome_13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

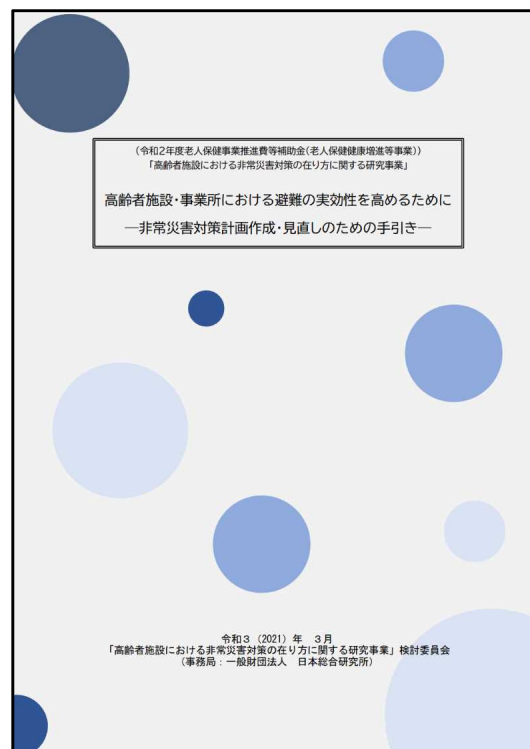
- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き」について

- 令和2年度老人保健健康増進等事業「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」（一般財団法人日本総合研究所）において、全国の高齢者施設・事業所自らによる「非常災害対策計画」の作成や見直しを通じ、災害からの「避難時における入所者（利用者）の安全確保」を最優先事項と考え、避難の実行性の確保・向上に向けた検討の際の参考資料として活用いただくために、「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き」が作成されている。

目次■
解説編

- I. 高齢者施設・事業所において作成が求められる主な防災計画等の関係の整理
 - II. 本手引きで示す「非常災害対策計画」の概要と活用方法
 1. 本手引きで想定している計画作成・見直しの目的と対象範囲（期間）
 2. 本手引きで取り上げる内容（「非常災害対策計画」と「避難確保計画」の項目の整理）
 3. 本手引きの活用方法
 - III. 「非常災害対策計画」作成・見直しにあたっての留意点
 - IV. 「非常災害対策計画」に盛り込む内容
 1. 計画作成の目的
 2. 計画の適用範囲
 3. 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測
 4. 施設・事業所の設備の理解、安全対策（通信手段の確保を含む）
 5. 入所者（利用者）の避難方法に関する情報整理
 6. 避難場所、避難経路、移動手段
 7. 避難を開始するタイミング、判断の考え方
 8. 災害に関する情報収集、整理
 9. 災害時の人員体制、指揮系統の検討、整理
 10. 連絡体制の整備
 11. 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり
 12. 備蓄品等の準備・確保
 13. 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施
 - 【参考】「計画作成・見直しの手順チェックリスト」
 - V. 災害時の対応（行動手順）
 1. 火災
 2. 地震
 3. 風水害、土砂災害
 4. 津波
- 参考資料
- VI. 記入様式（記入例）
 - VII. 「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」検討委員会委員名簿



※ 一般財団法人日本総合研究所HPにおいて掲載中

3. 養護老人ホーム・軽費老人ホーム等について

(1) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営の推進について

(運用全般について)

今後、高齢化の進展に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が増加することが見込まれる。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する受け皿として、措置施設である養護老人ホームや無料又は低額な料金で入所が可能な軽費老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになると考えている。

養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知している。各自治体においては、①入所措置すべき者の適切な把握、②所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用、③柔軟な入所判定委員会の開催など、必要な者に対する措置制度の適切な活用をお願いしたい。

(運営費について)

養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、運営費及び30人以上の定員の施設に係る整備費が一般財源化されており、その役割を適切に果たしていくためには、地方財政による継続的な支援が不可欠であることから、単価の引上げや加算の充実について、各自治体においては、福祉担当部局と財政担当部局との密な連携をお願いしたい。

併せて、令和元年10月の消費税率の引上げに係る地方財政措置の対応については、地方交付税において措置されていることを踏まえ、各自治体においては、福祉担当部局と財政担当部局との密接な連携を図りつつ、「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」について、適切な改定をお願いしたい。(令和元年9月6日事務連絡「消費税率の引上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の取扱いについて」参照)

(2) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、

- ・ 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」(令和3年12月24日老高発1224第1号)において、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、必要な処遇改善を図ることができるよう、各自治体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いするとともに、
- ・ 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について」(令和4年2月10日事務連絡)において、改定に当たっての参考として、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例を示している。

これらを踏まえ、各自治体においては、引き続き、適切な対応をお願いする。
なお、今回の処遇改善に係る改定状況や消費税率の引上げに係る改定状況などについては、今後、実態の把握を行う予定であるので、その際は、協力をお願いする。

（３）養護老人ホームにおける契約入所及び公益的な取組について

養護老人ホームへの入所については、令和元年７月に、居住に課題を抱える者を対象として、空床を活用し収容の余力がある場合に限り、定員の 20 パーセントの範囲内で契約による入所が可能である旨を改めて周知したところである。

また、社会福祉法では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化されており、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、「地域における公益的な取組」の促進をお願いしたところである。

養護老人ホームにおける契約入所や地域における公益的な取組について、効果的かつ円滑に実施可能となるよう、御配慮いただきたい。

（４）養護老人ホームの入所措置の実施者について

養護老人ホームの入所措置の実施者については、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 4 において規定され、「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」（昭和 62 年 1 月 31 日社老第 9 号）の「第 1 措置の実施者」にて、その留意事項を示しているところであり、刑務所出所者等の養護老人ホームの入所措置に当たっては、引き続き、関係自治体と調整の上、適切にご対応いただくことをお願いする。

○老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）（抄）

（福祉の措置の実施者）

第 5 条の 4 65 歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第 10 条の 4 及び第 11 条の規定による福祉の措置は、その 65 歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定により入所している 65 歳以上の者又は生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している 65 歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、これらの者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。

2 （略）

○老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について（昭和 62 年 1 月 31 日社老第 9 号）（抄）

第 1 措置の実施者

- 1 老人福祉法（以下「法」という。）第 11 条第 1 項の措置の相手方たる老人が居住地を有するときは、その居住地の市町村が措置の実施者であること。ただし、当該老人が法第 11 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は生活保護法第 30 条第 1 項ただし書きの規定により、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム、生活保護法第 38 条に規定する救護施設又は更生施設等に入所している場合にあっては、当該老人が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、当該老人が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前における当該老人の所在地の市町村が措置の実施者であること。

この場合における居住地とは、老人の居住事実がある場合をいうものであるが、現にその場所に生活していなくても、現在地に生活していることが一時的な便宜のためであり、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等は、その場所を居住地として認定するものであること。

- 2 法第 11 条第 1 項の措置の相手方たる老人が居住地を有しないか又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が措置の実施者であること。

なお、当該老人が、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに生活保護法第 38 条に規定する救護施設及び更生施設以外の社会福祉施設又は病院等に入所している場合にあっては、当該施設の所在地の市町村が措置の実施者であること。

(写)

事 務 連 絡
令和4年2月10日

各都道府県・指定都市・中核市
養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにつきましては、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号）において、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、必要な処遇改善を図ることができるよう、各自治体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いしております。

今般、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について、別添のとおりまとめましたので、改定に当たってのご参考としていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について、管内市区町村に対して、周知をお願いいたします。

(別添)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例

I. 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の基本的な考え方

- 令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」が盛り込まれ、令和3年度補正予算において、介護職員を対象として処遇改善を行うこととされたところである。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員については、この処遇改善の対象となっていないが、その業務内容が介護職員の業務内容に類似していることなどを踏まえ、必要な処遇改善を図ることができるよう、地方公共団体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定に伴い生じる経費について、地方交付税措置を講じることとされている。

介護職員の処遇改善については、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を講じることとされ、また、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることとされていることなども踏まえ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、適切な対応をお願いします。

II. 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の例

- 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び軽費老人ホームの利用料の改定方法を以下のとおり示すが、これらに限らず、各自治体において適切な改定をお願いします。

1 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定について

(1) 基本的な考え方

養護老人ホームについては、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)の別紙1「老人保護措置費支弁基準」により、支弁額を示しており、一般財源化されて以降、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定が行われているところであるが、改定の参考となるよう、上記の「I. 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の基本的な考え方」を踏まえつつ、養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額を増額する費目や増額幅の計算方法の改定例を以下のとおり示すものである。

(2) 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額を増額する費目

ア 老人保護措置費支弁基準では、支弁額は次のような費目に区分されている。

1 事務費

(1) 施設(月額)

ア 一般事務費(人件費及び管理費)

イ 特別事務費(寒冷地加算、夜勤体制加算、単身赴任手当加算、民間施設給与等改善費、その他各種加算等)

- | |
|-------|
| 2 生活費 |
| 3 移送費 |
| 4 葬祭費 |

イ 今回の養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定は、職員の処遇改善（賃金改善）に係るものであるため、「一般事務費」を増額することが基本であると考えられる。

ウ ただし、自治体によっては、今回の処遇改善に係る増額分を措置するために新たな費目を設けることも考えられる。例えば、「特別事務費」については、職員個人の勤務に着目した加算もあることから、自治体の判断で「処遇改善加算」などの加算の細目を新設し、その細目において増額分を盛り込むことも考えられる。

（３）養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の増額幅

ア 老人保護措置費支弁基準における支弁額の「一般事務費」は、入所者１人当たりの基準額が定められている。基本的には、各養護老人ホームに交付される老人保護措置費に係る支弁額が、職員１人当たり月額 9,000 円分増額されるようにすることが必要であり、それを入所者１人当たりの支弁額（措置費）でみたときに、どの程度増額すべきかを考える必要がある。

イ このため、具体的には、次のような考え方によって求めた額を入所者１人当たりの一般事務費等に加算することが考えられる。

① 対象職員数（月平均）

- ・ 各月の支援員数（常勤換算）から、特定施設入居者生活介護を担当する支援員数（常勤換算）を除いた数を求め、それを 12 ヶ月分合計した上で 12 で除して、「対象職員数（月平均）」を求める。

② 処遇改善総額（月額）

- ・ 「対象職員数（月平均）」×9,000 円により、「処遇改善総額（月額）」を求める。

③ 対象入所者１人当たりの処遇改善額（月額）

- ・ 「処遇改善総額（月額）」を「対象入所者数（一般入所者数）」で除することによって「対象入所者１人当たりの処遇改善額（月額）」を求める。

ウ 「対象入所者数」については、次の点に留意する必要がある。

- a) 基本的には入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入居者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを 365 で除して、「対象入所者数（年平均）」を求める。
- b) 対象入所者数（年平均）に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整する。
- c) 各自治体の老人保護措置費支弁基準が、入所者数の 10 人刻みなどのランクで定められている場合、実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、イの計算によって職員１人当たり月額 9,000 円の処遇改善が実現できるように試算をすることが適当である。

2 軽費老人ホームの利用料の改定について

(1) 基本的な考え方

軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号）の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」により、利用料等を示しており、一般財源化されて以降、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定が行われているところであるが、改定の参考となるよう、上記の「Ⅰ．老人保護措置費に係る支弁額等の改定の基本的な考え方」を踏まえつつ、軽費老人ホームの利用料を増額する費目や増額幅の計算方法の改定例を以下のとおり示すものである。

(2) 軽費老人ホームの利用料を増額する費目

ア 軽費老人ホーム利用料等取扱基準では、利用料は次のような費目に区分されている。

※ ケアハウスの場合

(1) サービスの提供に要する費用（事務費）

※サービスの提供に要する費用は、「入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額」を上限とする

※サービスの提供に要する費用の助成基準額は、サービスの提供に要する費用から、「本人からの徴収額」を差し引いた額とする。

ア サービスの提供に要する基本額

イ 各種加算額等（寒冷地加算、単身赴任手当、民間施設給与等改善費、その他各種加算等）

(2) 生活費

(3) 居住に要する費用

イ 今回の軽費老人ホームの利用料の改定は、職員の処遇改善（賃金改善）に係るものであるため、「サービスの提供に要する基本額」を増額することが基本であると考えられる。

ウ ただし、自治体によっては、今回の処遇改善に係る増額分を措置するために新たな費目を設けることも考えられる。例えば、「各種加算額等」については、職員個人の勤務に着目した加算もあることから、自治体の判断で「処遇改善加算」などの加算の細目を新設し、その細目において増額分を盛り込むことも考えられる。

(3) 軽費老人ホームの利用料の増額幅

ア 軽費老人ホーム利用料等取扱基準における事務費の「サービスの提供に要する基本額」は、入所者 1 人当たりの基準額が定められている。基本的には、各軽費老人ホームにおける事務費が、職員 1 人当たり月額 9,000 円分増額されるようにすることが必要であり、それを入所者 1 人当たりの事務費でみたときにどの程度増額されるべきかを考える必要がある。

イ このため、具体的には、次のような考え方によって求めた額を入所者 1 人当たりの事務費（サービスの提供に要する基本額等）に加算することが考えられる。

① 対象職員数（月平均）

- ・ 各月の介護職員数（常勤換算）から、特定施設入居者生活介護を担当する介護職

員数（常勤換算）を除いた数を求め、それを 12 ヶ月分合計した上で 12 で除して、「対象職員数（月平均）」を求める。

② 処遇改善総額（月額）

- ・ 「対象職員数（月平均）」×9,000 円により、「処遇改善総額（月額）」を求める。

③ 対象入所者 1 人当たりの処遇改善額（月額）

- ・ 「処遇改善総額（月額）」を「対象入所者数（一般入所者数）」で除することによって「対象入所者 1 人当たりの処遇改善額（月額）」を求める。

ウ 「対象入所者数」については、次の点に留意する必要がある。

- a) 基本的には入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入居者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを 365 で除して、「対象入所者数（年平均）」を求める。
- b) 対象入所者数（年平均）に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整する。
- c) 各自治体の軽費老人ホーム利用料等取扱基準が、入所者数の 10 人刻みなどのランクで定められている場合、実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、この計算によって職員 1 人当たり月額 9,000 円の処遇改善が実現できるように試算をすることが適当である。

老高発 1 2 2 4 第 1 号
令和 3 年 1 2 月 2 4 日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、軽費老人ホーム事務費補助金は平成 16 年度に、また、養護老人ホーム等保護費負担金は平成 17 年度に、それぞれ一般財源化され、現在は地方交付税措置が講じられています。

一般財源化されて以降、各自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124001 号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号）において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において改定されているところです。

こうした中、本年 11 月 19 日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、別紙のとおり、「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」が盛り込まれ、今般の令和 3 年度補正予算において、介護職員を対象として処遇改善を行うこととされたところです。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員については、この処遇改善の対象となっておりませんが、その業務内容は介護職員の業務内容に類似していることなどから、必要な処遇改善を図ることが重要であると考えており、老人保護措置費に係る支弁額等について、適切に改定いただくようお願いします。

なお、この改定に伴い生じる経費については、令和 4 年度から地方交付税措置を講じることとされております。

また、都道府県におかれましては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定について、管内市区町村に対して、周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言であることを申し添えます。

(別紙)

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策
(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

(2) 公的部門における分配機能の強化等

①看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置⁴⁸を、来年2月から前倒しで実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置⁴⁹を、来年2月から前倒しで実施した上で、来年10月以降の更なる対応について、令和4年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

また、医療、介護・障害福祉、保育の人材育成・確保の更なる支援に取り組む。

政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置など政府調達の手法の見直しを検討する。

⁴⁸ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

⁴⁹ 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

令和 4 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について＜抄＞
(令和 4 年 1 月 2 4 日総務省自治財政局財政課事務連絡)

(別 紙)

第 3 予算編成上の留意事項

- 25 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、その業務内容が介護職員の業務内容に類似していることなどを踏まえ、必要な処遇改善を図ることができるよう、地方公共団体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定に伴い生じる経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

4. 有料老人ホーム等の適切な整備及び運営の推進について

(1) 介護保険法等の改正について

令和3年4月1日から施行された介護保険法等の改正において、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関しては、以下の見直しが行われたところ。

- 介護保険事業（支援）計画の作成に当たって、将来の介護保険施設等の必要定員総数等を見込む際の参考とするよう、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数について記載するよう努めることとする。（介護保険法）
- 上記に伴い、市町村において有料老人ホームの設置状況を把握できるようにするため、また、有料老人ホームの指導等に当たって、都道府県と市町村でより一層連携していただくため、都道府県は有料老人ホームの届出がされたときは、その旨を、市町村に通知しなければならないこととする。（老人福祉法）
- 市町村は未届の有料老人ホームを発見したときは、その旨を、都道府県に通知するよう努めるものとする。（老人福祉法）

このため、都道府県と市町村において密に情報共有を行い、有料老人ホーム等の設置状況を適切に把握し、計画に反映させるとともに、未届の有料老人ホーム等、老人福祉法等の規定に違反する施設の早期発見及び適切な指導の実施を徹底していただきたい。

また、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針（令和3年4月1日最終改正老健局長通知）」については、令和3年度介護報酬改定の内容等を踏まえた改正を行っているので、貴管内の有料老人ホームに対しては、これまでの内容に加え、改正を踏まえた適切な指導を行っていただきたい。

このほか、第三者である外部の目を入れる取組を推進するため、令和2年度より、介護サービス相談員の派遣先として有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を追加しており、有料老人ホーム等における介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけをお願いしたい。（詳細は「9. 介護サービス相談員制度等の推進について」を参照）

(2) 有料老人ホームに対する指導の徹底について

未届の有料老人ホームや前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム等、老人福祉法等の規定に違反する施設が存在しており、入居者保護の観点から、引き続き、有料老人ホームに対する必要な指導の徹底をお願いしたい。

特に、前払金の保全措置については、従来、前払金の保全措置を講じる義務のかかっていた平成18年4月1日以降に設置されたホームにおいて、未だに保全措置を講じていない場合の指導の徹底はもちろんのこと、「有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底について」（令和2年12月25日付事務連絡）においてお伝えしたとおり、令和3年4月1日以降は、平成18年3月31日以前に設置されたホームにおいても、経過措置が終了し、新たに入居される方には前払金の保全措

置の義務がかかっているため、引き続き、遺漏なきようご対応いただきたい。

さらに、従来よりお願いしているところであるが、有料老人ホームの届出の手続については、必要に応じて都道府県等が迅速かつ適切に関与できる前提として義務づけているものであることから、関係部局との連携等を通じ、十分な実態把握に努めるとともに、届出促進に向けた取組の徹底をお願いしたい。

なお、全国有料老人ホーム協会において作成されている「有料老人ホーム指導監督の手引き」について、令和2年3月に、指導や事故対応等の事例の充実を図った増補版が作成されているので、適宜活用いただきたい。

このほか、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた有料老人ホームへの立入調査について、地方分権改革に関する提案事項として、地方公共団体より、実地によらない実施が可能となるようにとの要望を受けたことから、「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた有料老人ホームへの立入調査に関する取扱いについて」（令和3年11月10日付事務連絡）において、留意事項を示しているため、立入調査に当たっては適宜参考にされたい。

（３）有料老人ホームの情報公表について

老人福祉法の規定に基づき、各都道府県等においては、それぞれの方法にて有料老人ホームの情報の公表を行っているところ、「介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について」（令和3年6月23日付事務連絡）において示しているとおり、介護サービス情報公表システムの生活関連情報に、有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能を追加したところであるため、積極的に本システムを活用した情報公表をお願いしたい。

なお、本システムに情報登録することで、「災害時情報共有システム」の機能も使用できるようしており、災害時における有料老人ホームの被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した有料老人ホームへの迅速かつ適切な支援につなげるためにも、積極的な情報登録を行っていただくようあわせてお願いしたい。

また、現行の登録様式は、来年度、項目等改修した新様式に切り替わる予定であり、新様式リリース後は、現行様式での情報登録・公表ができなくなる予定である。このため、現行様式にて情報を収集していながら、まだ公表手続きが完了していないものについては、早急に公表作業を行うこと。

なお、新様式のリリース等の詳細なスケジュールについては追ってご連絡する予定である。

（４）有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて（再周知）

有料老人ホーム等における事故に関しては、「有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて」（平成24年5月25日付事務連絡）において、設置者に対する事故原因の調査及び再発防止策の策定に係る指導の徹底並びに再発防止策の実施状況の確認をお願いするとともに、設置者から入居者に対する処遇に係る事故報告があった場合には、すみやかな高齢者支援課への情報提供をお願い

いしているところである。これまでも累次にわたってお願いしてきているところであるが、引き続きご協力いただくよう改めてお願いする。

また、事故報告の際に事業者が使用する様式については、令和３年度介護報酬改定の議論を踏まえ、「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和３年３月１９日付老健局高齢者支援課長他通知）において、事故報告様式をお示ししており、有料老人ホーム等において事故が発生した場合においても、この様式を積極的に活用いただきたい。

（５）住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅における適正なサービス提供確保について

平成３０年度より「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」を実施し、指導の強化を図っているところであるが、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいにおいて、併設する介護事業所等から利用者のニーズを超えた過剰な介護サービスを提供している場合があるのではないかとの指摘が国会や財政制度等審議会等においてなされているところ。

このため、令和３年度介護報酬改定審議報告においても、高齢者向け住まいにおける家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る等とされたところであり、この議論を踏まえた「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について」（令和３年３月１８日付老健局総務課介護保険指導室長他通知）に基づき、各自治体においては、住宅部局とも連携し、家賃や管理費等を不当に下げていないか契約面等を確認すること等を通じて、利用者のニーズを超えた過剰な介護保険サービスを提供している場合に対する指導の強化を図っていただきたい。また、都道府県においては、ケアプラン点検を実施する市町村に対し、高齢者住まいの家賃や管理費等の契約面の情報やサービス利用に関して寄せられている苦情内容など、点検に必要となる情報について情報提供すること。

また、「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）」（令和３年９月２２日付事務連絡）においてもお示ししているとおおり、このような点検に資するよう、国民健康保険団体連合会が運用する介護給付適正化システムを改修し、各市町村が設定する①区分支給限度基準額に占める利用割合、②そのうちに占める利用サービスと利用割合の条件での帳票出力など、より抽出しやすい仕組みを設けたところであるため、点検を実施する貴管内市町村に周知いただきたい。

このほか、令和３年度老人保健健康増進等事業「サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成に向けた調査研究」において、事業者やケアマネジャー、利用者に対し、不適切なケアプランになっていないかなどの気づきを促す啓発資料を作成しているところ。その啓発資料については、事業終了後、各都道府県に周知する予定であるのでご承知おきいただくとともに、この中には、不適切なケアプランの事例等が盛り込まれる予定のため、各事業所、入居検討中や入居中の利用者・家族などに届くよう、ご協力いただきたい。具体的には、こ

の啓発資料の趣旨や内容を確実にお伝えいただくため、介護支援専門員の法定研修等において配布いただくとともに、管内市町村の各地域包括支援センター（包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等）において、介護支援専門員へのケアマネジメント支援等において活用いただくことや、市町村が行うケアプラン点検の際にも適宜参考いただくよう周知願いたい。

また、インセンティブ交付金においても、家賃や介護保険外のサービス提供費用の確認等を行い、不適切な介護保険サービスの提供の可能性がある場合は、利用者のケアプランの確認等を行い、必要な指導や都道府県への情報提供を行った場合に加点対象としているところ。

（６）有料老人ホームにおける文書負担の軽減について（再周知）

有料老人ホームにおける文書負担軽減の観点から、老人福祉法施行規則を改正し、令和３年４月より、有料老人ホームの設置の届出時や変更届出時に必要な書類の一部削減を行うこととしている。

各自治体においても、独自に書類の提出を求めている場合など、文書負担の軽減が可能な部分がないか検討いただきたい。

また、令和３年度老人保健健康増進等事業「有料老人ホームの事業適正化に関する調査研究」において、文書負担の軽減策検討の一環として、各自治体の設置届出時における書類の徴求状況等を調査しており、今年度中に報告書を取りまとめの予定であるため、適宜参考にされたい。

（７）特定施設入居者生活介護事業者の公募における公平性、透明性の確保について（再周知）

各地方自治体は、これまでも介護保険事業（支援）計画において特定施設入居者生活介護の見込み数を計画しているところであるが、当該計画に基づき特定施設入居者生活介護事業者を選定するに当たっては、公募を行う地方自治体も多く見受けられる。

事業者の選定に当たって公募を行う場合、公平性、透明性を確保して公募を実施することは、より望ましい事業者を選定するために重要であり、過去の規制改革会議においても同様の指摘を受けたところである。

このため、平成２９年度の老健事業において、「特定施設入居者生活介護事業者の選定公募のあり方に関する調査研究事業」を実施し、そのとりまとめの結果、公募の公平性、透明性の確保の観点からは、

- ・選定基準を透明にすること
- ・公募の実施について十分に周知すること、募集の期間を十分に確保すること
- ・選定結果の透明性を確保すること

等を希望する事業者が多いという結果となっている。

公募の実施に当たっては、公平性、透明性を確保する観点から、次に留意することが重要である。

- － 選考基準等を策定及び公表すること。なお、選考基準等の策定に当たり、応募事業者間の公平性と施設等の設置目的に照らして、介護事業者への負担

にも配慮すること。

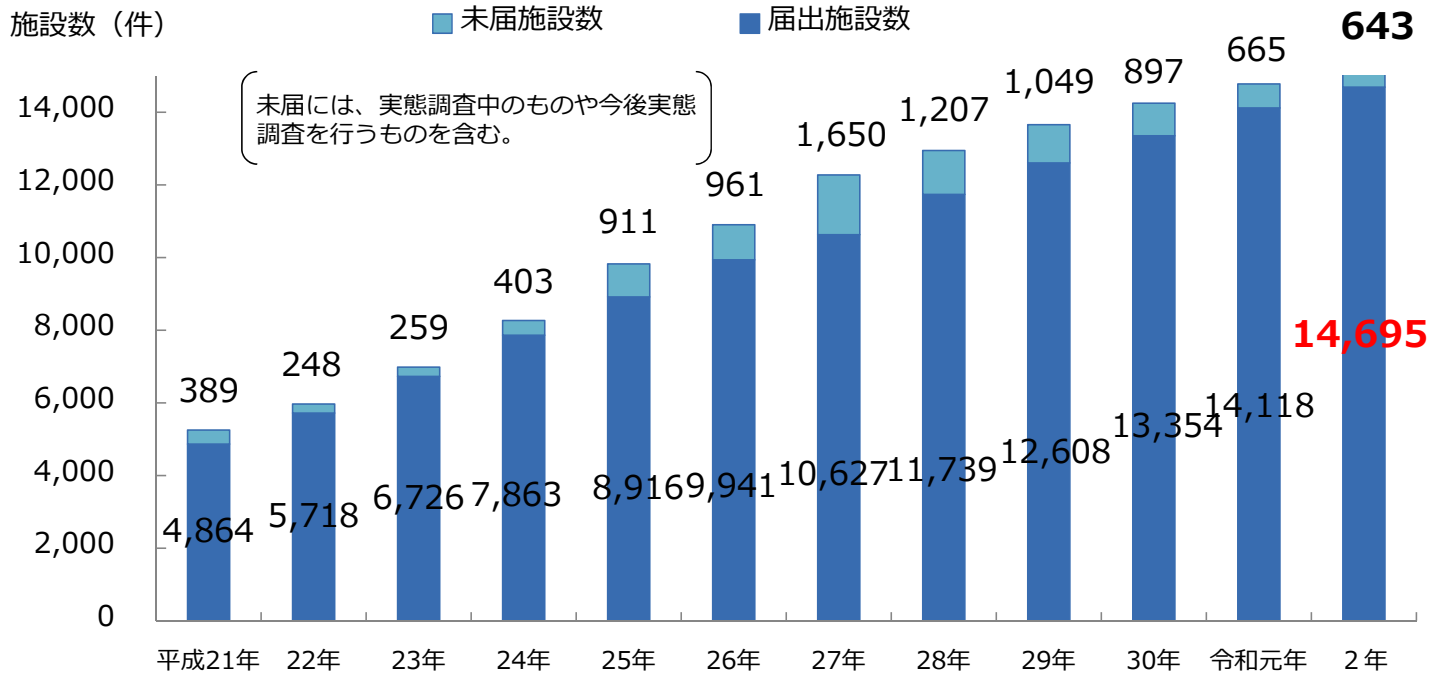
- － 公募の時期を事前に周知するとともに、公募の受付期間を十分に確保すること。

- － 選考過程を透明化し、結果を公表すること。

また、前述の調査研究において、事業者が望ましいと考える公募情報の周知方法、十分に準備するために必要な公募の受付期間のほか、選考過程及び結果を公表している自治体の取組の例についてもまとめているため、上記の留意点と併せて必要に応じて参考とされたい。

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要



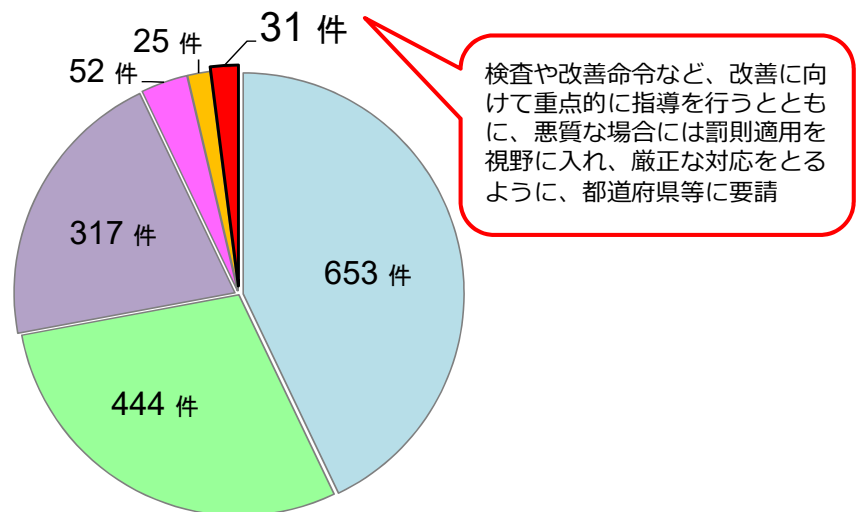
出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（平成21年～26年は10月31日時点、平成27年以降は6月30日時点）

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム

- 平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホームのうち前払金の保全措置を講じていない事業者は、老人福祉法第29条第7項の規定に違反している
- 保全措置がない場合、事業者が有料老人ホーム事業を継続できなくなったときに、入居者が最初に支払った前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳正な指導が必要

- 銀行等による連帯保証委託契約
- 信託会社等による信託契約
- 全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度
- 保険会社による保証保険契約
- その他
- 前払金の保全措置を講じていない施設数

違反施設の割合	
平成23年度	19.8%
24年度	17.2%
25年度	11.7%
26年度	9.3%
27年度	6.0%
28年度	4.0%
29年度	2.9%
30年度	4.1%
令和元年度	2.1%
令和2年度	2.0%



平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数	13,030件
（うち）前払金を受領している施設数	1,522件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数	31件

出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（令和2年6月30日時点）

有料老人ホームにおける前払金の保全措置の状況

■前払金の受領施設数および保全措置の状況（令和２年度）

	有料老人ホーム数		
	①前払金を受領している施設数	うち、保全措置が講じられていない施設数	②前払金を受領していない施設数
平成18年4月1日以降に設置	13,030	平成18年の老人福祉法改正により、保全措置が義務付け 1,52231	11,508
平成18年3月31日以前に設置	1,665	現行では義務対象外 →前払金の保全措置の義務対象に追加する。【令和3年4月～】 701307	964

＜参考＞ 前払金の保全措置を講じていない法的義務違反の状況

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
違反施設の割合	19.9%	17.2%	11.7%	9.3%	6.0%	4.0%	2.9%	4.1%	2.1%	2.0%

⇒ 違反施設に対しては、検査や改善命令など、改善に向けて重点的に指導を行うとともに、質な場合には罰則適用を視野に入れ、厳正な対応をとるように、都道府県等に随時要請している。

（令和２年3月31日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知など）

事 務 連 絡

令和3年11月10日

都道府県

各 指定都市 福祉担当部局 御中

中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた
有料老人ホームへの立入調査に関する取扱いについて

平素より厚生労働行政につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

有料老人ホームの適切な運営については、入居者の個人としての尊厳を確保し、居住の安定を図るため、有料老人ホームの設置運営標準指導指針（老発 0401 第 14 号厚生労働省老健局長通知（令和3年4月1日最終改正））に基づき、居室の状況や介護サービスの実施状況等の把握のための定期的な立入調査を実施することを求めているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた当該調査について、地方分権改革に関する提案事項として、地方公共団体より、実地によらない実施が可能となるようにとの要望を受けたことから、下記のとおり留意事項をご連絡いたしますので、管内の関係団体等にご周知いただきますよう、宜しくお願い致します。

記

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から地域の実情に応じて、有料老人ホームに対する定期的な立入調査を、一旦、延期せざるを得ないと判断される場合も想定されるところです。こうした場合であっても、例えば、指導指針の内容に沿った自己点検シートの活用や、書面により確認できる内容等について書面で確認する、電話や ICT を活用する等、実地によらない方法による調査を行うことも差し支えないものですので、当該方法の活用もご検討下さい。その際、当該方法を活用する場合であっても、感染予防対策を講じながら介護サービスを継続している有料老人ホームの状況や、地域における感染状況等を十分に踏まえ、実施時期について特段の配慮を行うなど、有料老人ホームの過度の負担とならないよう、十分に留意するよう、お願いします。

- また、上記の実地によらない方法による調査では、実際の居室の状況や介護サービスの提供の状況を、必ずしもすべて把握できるとは限らないことに鑑み、立入調査が可能な状況と判断した場合には、適切に立入調査を行うよう、お願いします。
- さらに、通報や苦情等による入居者への虐待をはじめ、入居者の処遇に関する不当な行為が疑われる場合や、当該自治体の指導指針に違反していることが疑われる場合等、緊急性や重大性が認められる事案については、上記の対応に限らず、迅速かつ適切に立入調査を行うよう、お願いします。

以上

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 25 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$ 福祉担当部局

厚生労働省老健局高齢者支援課

有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底について

有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底に関して、厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「有料老人ホームを対象とした指導の強化について（令和 2 年 3 月 30 日老高発 0330 第 1 号）」等により、保全措置を講じていない義務違反の有料老人ホームに対する厳正な指導が行われるようお願いしているところです。

平成 30 年の老人福祉法の改正により、前払金の保全措置について、平成 18 年 3 月 31 日以前に届出された有料老人ホームについても、まもなく、令和 3 年 4 月 1 日以降の新規入居者から義務対象となります。

このため、都道府県・指定都市・中核市におかれては、当該有料老人ホームに対して、十分に周知を図るとともに、その対応状況を改めて細やかに把握するなど、経過措置期間の終了後の施行に向けて遺漏なきよう対応をお願いします。

併せて、従来保全措置を講じている有料老人ホームにおいても、新規入居者に対しても引き続き保全措置を講じるよう、事業者に対する継続的な対応をお願いします。

以上

事 務 連 絡
令和3年6月23日

都道府県
各 指定都市 福祉担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの
情報公表・検索機能追加等について

有料老人ホームの情報については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第11項において、有料老人ホームの情報を都道府県知事等に報告することとされ、また、同第12項において、都道府県知事等は、報告された事項を公表しなければならないとされており、各都道府県等におかれましては、これまで、それぞれの方法にて有料老人ホームの情報の公表を行っているところと存じます。

今般、全国の有料老人ホームの検索が容易となるよう、新たに介護サービス情報公表システムの生活関連情報に有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能を追加いたしました。

つきましては、下記に従い、積極的に本システムの活用した情報公表をお願いいたします。

また、本システムに情報登録することで、災害時情報共有システムの機能も使用できるようになります。災害時における有料老人ホームの被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した有料老人ホームへの迅速かつ適切な支援につなげるため、積極的な情報登録を行っていただきますようお願いいたします。

なお、災害時情報共有システム利用に関する詳細については、介護サービス施設・事業所やその他高齢者施設等とあわせ、令和3年6月23日付事務連絡「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて」（以下、「災害時情報共有システム事務連絡」という。）において別途ご連絡いたしますので適宜ご参照ください。

記

1. 有料老人ホームの情報公表について

(1) 有料老人ホーム情報の掲載場所

有料老人ホームの情報は、介護サービス情報公表システムのうち、「生活関連情報」の一つとして掲載されます。

【情報の掲載場所】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

(2) 情報公表の項目・登録のマニュアルについて

- 情報公表の項目は、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成 14 年 7 月 18 日老発第 0718003 号厚生労働省老健局長通知）」（以下、「標準指導指針」という。）の別紙様式「重要事項説明書」の項目と、情報公表システム掲載上、必要な項目（取込種別、被災確認事業所番号、市区町村コード、備考欄）となっています。

これらの項目を網羅した登録様式が、Excel 様式にて、生活関連情報管理システム（https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/seikatu_kanri/）よりダウンロード可能となっていますので、事業者には本登録様式を配布し、記入いただいた上で、回収し、都道府県等において必要な登録手続きを行うことで介護サービス情報公表システムに掲載することができるようになります。

この際、本登録様式には、法令により公表が義務づけられていない項目が含まれるため、事業者には、事前に説明をし、公表の了承を得るようにしてください。

なお、本登録様式は、標準指導指針の別紙様式「重要事項説明書」の項目が網羅されているため、そのまま重要事項説明書としてもご利用いただけます。

- 登録までの主な流れは以下のとおりです。具体的な流れや操作方法等は、以下に示す生活関連情報管理システムヘルプページに掲載されている「生活関連情報管理システム操作マニュアル（有料老人ホーム情報公表編）」（以下、「マニュアル」という。）をご参照ください。（マニュアル P 1～19, 23～40 参照）

① 生活関連情報管理システムにログインする。

（ID・パスワードは各都道府県等の介護サービス情報システム担当者や生活関連情報の公表を取り扱っている担当者等にご確認ください。（都道府県の ID・パスワードは介護サービス情報管理システムで使用していたものをそのまま利用できます。））

【生活関連情報管理システム URL】

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/seikatu_kanri/

- ② 業務メニュー画面から、登録様式（【登録様式 EXCEL】有料老人ホーム.xlsx）を

ダウンロードする。

- ③ ダウンロードした登録様式を各事業者に配布し、記入してもらい、Excel 形式のままの状態を回収する。
- ④ 業務メニュー画面から、ファイル取込用 CSV 作成マクロ（ZIP ファイル）のダウンロードをし、任意のフォルダに解凍する。
- ⑤ 事業者から回収した登録様式（Excel）を、「01_作成対象 Excel」フォルダに格納する。（複数施設分の登録様式をまとめてフォルダに格納することが可能）
- ⑥ 「有料老人ホーム公表_CSV 作成ツール（Ver1_0）.xlsm」を開き、「CSV 作成」ボタンをクリックすると、「04_作成済み CSV」フォルダに、CSV ファイルが格納される。（「01_作成対象 Excel」にフォルダに格納されている複数施設分の登録様式の情報が一括で1つの CSV ファイルに変換される。）
- ⑦ 業務メニュー画面から、「ファイル取り込み／ファイル出力」をクリックし、ファイル取込の「取込ファイルの選択」にて、⑥で作成した CSV ファイルを選択し、「登録する」ボタンをクリックする。
- ⑧ 業務メニュー画面から、「登録情報検索・管理」をクリックし、⑦で登録した情報の施設情報の内容を確認のうえ、「確認して提出する」をクリック、内容に問題がなければ、「公表する」ボタンをクリックし公表。

また、生活関連情報管理システムには、最新の登録様式やマクロなどを掲載しておりますので、利用時には必ず掲載されているものをダウンロードのうえ、ご活用ください。

【生活関連情報管理システムヘルプページ（マニュアル掲載場所）】

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/seikatu_kanri/index.php?action_seikatukanri_static_help=true

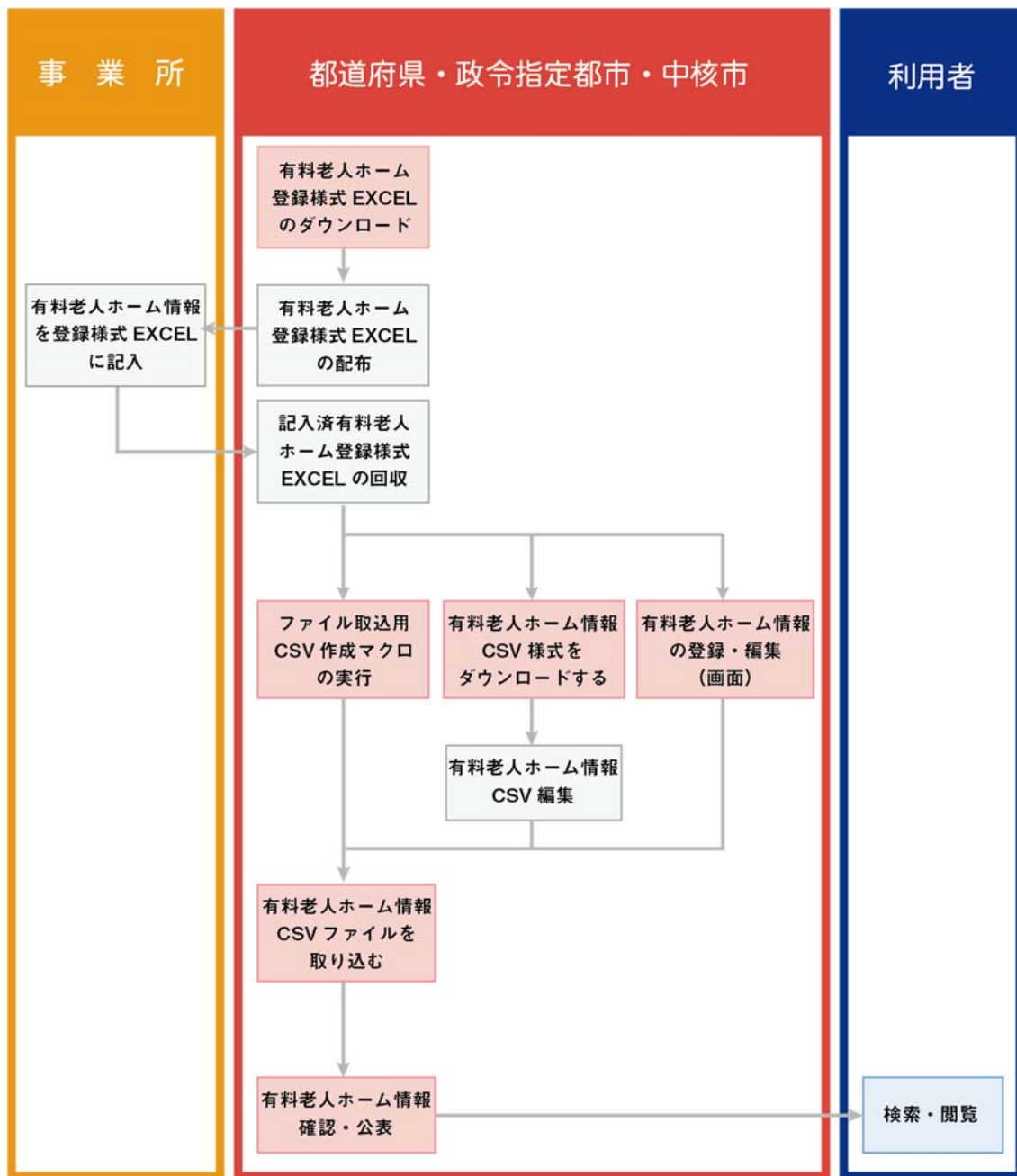
- 有料老人ホーム情報公表に関する一連の操作は以下のマニュアルをご参照ください。

■ 生活関連情報管理システム操作マニュアル（有料老人ホーム情報公表編）

- その他、都道府県等におけるアカウント情報等の設定など、有料老人ホームの情報登録に係る部分以外については以下の「生活関連情報管理システム操作マニュアル」をご参照ください。

■ 生活関連情報管理システム操作マニュアル

＜有料老人ホーム情報公表の流れ＞



(3) 留意事項

- ① 特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム（介護付き有料老人ホーム）の取扱いについて

介護付き有料老人ホームについては、既に介護サービス情報公表システムにおいて公表されておりますが、検索の利便性の観点や、有料老人ホームの類型によって

情報量が異なることを避けることから、介護付き有料老人ホームについては、従来の特定施設入居者生活介護としての公表に加え、上記の生活関連情報（有料老人ホーム）での公表もお願いします。

また、災害時情報共有システムにおいて、特定施設入居者生活介護は、介護サービス情報ではなく、生活関連情報（有料老人ホーム）の情報を活用して運用することとなりますので、災害時情報共有システムを利用するためにも、生活関連情報（有料老人ホーム）での公表も行っていただくようお願いします。（※詳細は、「災害時情報共有システム事務連絡」を参照）

② 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」から定期的に転送される情報により、生活関連情報の中に情報が掲載されますので、上記の方法による生活関連情報（有料老人ホーム）での情報公表はしないようにしてください。

また、災害時情報共有システムにおいて、サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」から定期的に転送される情報を活用して運用することとなります。仮に生活関連情報（有料老人ホーム）での情報公表も行った場合、災害時情報共有システムの ID 等が複数発行され、災害発生時等の運用に支障を来す恐れがありますので、生活関連情報（有料老人ホーム）での情報公表はしないようにしてください。（※詳細は、「災害時情報共有システム事務連絡」を参照）

③ 標準指導指針の別紙様式「重要事項説明書」から様式を変更したい場合

登録様式内への項目追加、削除などの編集は不可となっています（シートの追加・削除も不可）。このため、重要事項説明書として、登録様式に加え、独自に把握したい項目がある場合には、登録様式とは別の様式をご用意していただくようお願いします。なお、独自に用意された様式の情報について、介護サービス情報公表システムに掲載することはできませんのでご注意ください。

④ 既存施設の情報公表について

介護サービス情報公表システムにおいて、多くの有料老人ホームの情報を検索できるようにすること、また、災害時情報共有システムの運用とも連動することから、なるべく早期の情報公表を行っていただくよう、お願いします

⑤ 定期的な情報更新について

事業者から変更の届出があった場合や、定期的な報告徴収において情報が変更され

た場合は、その都度情報の更新を行うようお願いします。（情報の更新方法は今後マニュアルに追加する予定です。マニュアルの更新時期は追ってご連絡いたします。）

2. 災害時情報共有システムとの関連について（※詳細は「災害時情報共有システム事務連絡」参照）

災害時情報共有システムは、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能を付加するかたちで構築しております。

災害時情報共有システムを利用するには、有料老人ホーム情報を生活関連情報（有料老人ホーム）に登録しておく必要がありますので、積極的な情報登録をお願いします。

なお、災害時情報共有システムを開始するにあたり必要な手続き等は、都道府県が中核市分も含め行うこととなりますので、「災害時情報共有システム事務連絡」を参照のうえ、適宜、都道府県は中核市から災害時の情報確認に使用する緊急連絡先等の情報施設を入手するなど、都道府県と中核市とで連携のうえで進めていただくようお願いします。

また、中核市においては、登録した有料老人ホームの情報に限り、災害発生時の回答内容の確認や、未回答事業所の確認等が可能になります。中核市における被災状況や回答状況の確認など、必要に応じて、災害発生時における都道府県との連携体制の構築も行うようお願いします。

<問い合わせ先>

- 有料老人ホームの情報公表の考え方・全般
厚生労働省老健局高齢者支援課 高齢者居住支援係
E-mail: kourei-juutaku@mhlw.go.jp
電話：03-5253-1111（内線：3981）

- 介護サービス情報公表システムの操作方法についての問合せ
介護サービス情報公表システムヘルプデスク
E-mail: helpdesk@kaigokensaku.jp

以上

令和3年6月28日

各

都道府県
指定都市
中核市

 住宅担当部局
福祉担当部局

国土交通省住宅局安心居住推進課
厚生労働省老健局高齢者支援課

サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームにおける事故の報告様式等について

平素より、高齢者等住宅施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

先般、介護保険施設等における事故報告の様式について、厚生労働省において標準となる様式（以下、「標準様式」という。）を作成し、別添「介護保険施設等における事故の報告様式等について（令和3年3月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課長ほか連名通知）」

（以下、「厚生労働省通知」という。）により、介護保険施設等から市町村への報告における積極的な活用について、都道府県等の介護保険主管部局に対して周知されました。

サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホーム（以下、「サービス付き高齢者向け住宅等」という。）における事故の情報提供につきましては、従来、「有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて（平成24年5月25日付事務連絡）」（以下、「国土交通省等事務連絡」という。）に基づき、国土交通省及び厚生労働省への情報提供をお願いしているところですが、今般、厚生労働省において標準様式が定められたことを踏まえて、サービス付き高齢者向け住宅等における事故の都道府県等への報告及び国への情報提供についても、下記の通り標準様式を活用することとしますので、引き続きご協力をお願いします。

記

1 様式

サービス付き高齢者向け住宅等の登録事業者又は設置者から都道府県等への事故報告を行う場合及び都道府県等から国への情報提供を行う場合については、標準様式を積極的に活用するとともに、事故等が発生した際の事故原因の調査と再発防止策の策定についても、標準様式を活用した指導の徹底をお願いします。

2 報告及び情報提供の対象となる事故等

（1）登録事業者又は設置者から都道府県等への事故報告の対象となる事故等

事故報告の対象は、以下の事故等となります。

ア 死亡事故（死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。）

- イ 医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- ウ 入居者に対する虐待
- エ 入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
- オ 火災事故
- カ 自然災害による施設の滅失、損傷

等

（２）都道府県等から国への情報提供の対象となる事故等

情報提供の対象は、国土交通省等事務連絡において従来対象として例示している事故等（２（１）のア、ウ～カ）その他となります。引き続き、これらの事故等について情報提供いただくようお願いします。

３ 情報提供の内容

情報提供を行う時点に応じて、次の内容について情報提供をお願いします。（国土交通省等事務連絡から内容の変更はありません。）

（１）事故の発生時点

- ・事故の発生日（標準様式の「４ 事故の概要」欄）
- ・事故が発生したサービス付き高齢者向け住宅等の名称、住所（標準様式の「２ 事業所の概要」欄）
- ・当該サービス付き高齢者向け住宅等を運営する法人の名称（標準様式の「２ 事業所の概要」欄）
- ・事故の概要（標準様式の「１ 事故状況」、「３ 対象者」、「４ 事故の概要」、「５ 事故発生時の対応」及び「６ 事故発生後の状況」欄）

（２）事故後の再発防止策の策定時点

- ・事故の原因に係る調査結果（標準様式の「７ 事故の原因分析」欄）
- ・当該調査結果を受けて行う再発防止策の内容（標準様式の「８ 再発防止策」欄）

４ 連絡先

サービス付き高齢者向け住宅については国土交通省と厚生労働省、有料老人ホームについては厚生労働省に、標準様式を活用し、引き続き情報提供をお願いいたします。その際、できる限り電子メールにより提出していただくようお願いします。

国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係

電話番号：03-5253-8111（内線 39835） 03-5253-8952 【夜間直通】

E-mail：hqt-anshin-kyoju02@gxb.mlit.go.jp

厚生労働省 老健局 高齢者支援課 高齢者居住支援係

電話番号：03-5253-1111（内線 3981） 03-3595-2888 【夜間直通】

E-mail：kourei-juutaku@mhlw.go.jp

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課 認知症施策・地域介護推進課 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護保険施設等における
事故の報告様式等について

計4枚（本紙を除く）

Vol.943

令和3年3月19日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3971、3979、3948）
FAX：03-3595-3670

老高発 0319 第 1 号
老認発 0319 第 1 号
老老発 0319 第 1 号
令和 3 年 3 月 19 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課 長
（ 公 印 省 略 ）
認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）
老 人 保 健 課 長
（ 公 印 省 略 ）

介護保険施設等における事故の報告様式等について

介護保険施設については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）、健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）に基づき、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされている。

今般、「令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告」（令和 2 年 12 月 23 日社会保障審議会介護給付費分科会）において、「市町村によって事故報告の基準が様々であることを踏まえ、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、国において報告様式を作成し周知する」とされたことも踏まえ、介護保険施設等における事故報告の様式を別紙のとおり示すので、同様式の活用及び管内市町村や管内事業所への周知をお願いする。

記

1. 目的

- 介護事故の報告は、事業所から市町村に対してなされるものであるが、報告された介護事故情報を収集・分析・公表し、広く介護保険施設等に対し、安全対策に有用な情報を共有することは、介護事故の発生防止・再発防止及び介護サービスの改善やサービスの質向上に資すると考えられる。
- 分析等を行うためには、事故報告の標準化が必要であることから、今般、標準となる報告様式を作成し、周知するもの。

2. 報告対象について

- 下記の事故については、原則として全て報告すること。
 - ①死亡に至った事故
 - ②医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- その他の事故の報告については、各自治体の取扱いによるものとする。

3. 報告内容（様式）について

- 介護保険施設等において市町村に事故報告を行う場合は、可能な限り別紙様式を使用すること。※市町村への事故報告の提出は、電子メールによる提出が望ましい。
- これまで市町村等で用いられている様式の使用及び別紙様式を改変しての使用を妨げるものではないが、その場合であっても、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、別紙様式の項目を含めること。

4. 報告期限について

- 第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
- その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

5. 対象サービスについて

- 別紙様式は、介護保険施設における事故が発生した場合の報告を対象とし作成したものであるが、認知症対応型共同生活介護事業者（介護予防を含む）、特定施設入居者生活介護事業者（地域密着型及び介護予防を含む）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける事故が発生した場合にも積極的に活用いただきたい。また、その他の居宅等の介護サービスにおける事故報告においても可能な限り活用いただきたい。

事故報告書（事業者→〇〇市（町村））

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

☐ 第1報 ☐ 第 _____ 報 ☐ 最終報告 提出日：西曆 年 月 日

1 事故状況	事故状況の程度	☐ 受診(外来・往診)、自施設で応急処置							☐ 入院			☐ 死亡			☐ その他 ()				
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日											
2 事業所の概要	法人名																		
	事業所(施設)名											事業所番号							
	サービス種別	サービス付き高齢者向け住宅																	
	所在地																		
3 対象者	氏名・年齢・性別	氏名					年齢			性別:	☐ 男性 ☐ 女性								
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者										
	住所	☐ 事業所所在地と同じ ☐ その他 ()																	
	身体状況	要介護度		☐ 要支援1		☐ 要支援2		☐ 要介護1		☐ 要介護2		☐ 要介護3		☐ 要介護4		☐ 要介護5		☐ 自立	
		認知症高齢者 日常生活自立度		☐ I		☐ II a		☐ II b		☐ III a		☐ III b		☐ IV		☐ M			
4 事故の概要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃(24時間表記)							
	発生場所	☐ 居室(個室) ☐ 居室(多床室) ☐ トイレ ☐ 廊下 ☐ 食堂等共用部 ☐ 浴室・脱衣室 ☐ 機能訓練室 ☐ 施設敷地内の建物外 ☐ 敷地外 ☐ その他 ()																	
	事故の種別	☐ 転倒 ☐ 異食 ☐ 不明 ☐ 転落 ☐ 誤薬・与薬もれ等 ☐ その他 () ☐ 誤嚥・窒息 ☐ 医療処置関連(チューブ抜去等)																	
	発生時状況、事故内容の詳細																		
	その他																		
	特記すべき事項																		
5 事故発生時の対応	発生時の対応																		
	受診方法	☐ 施設内の医師(配置医含む)が対応 ☐ 受診(外来・往診) ☐ 救急搬送 ☐ その他 ()																	
	受診先	医療機関名						連絡先(電話番号)											
	診断名																		
	診断内容	☐ 切傷・擦過傷 ☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☐ 骨折(部位:) ☐ その他 ()																	
	検査、処置等の概要																		
6 事故発生後の状況	利用者の状況																		
	家族等への報告	報告した家族等の統括	☐ 配偶者 ☐ 子、子の配偶者 ☐ その他 ()																
		報告年月日	西暦		年		月		日										
	連絡した関係機関(連絡した場合のみ)	☐ 他の自治体 ☐ 警察 ☐ その他 自治体名 () 警察署名 () 名称 ()																	
	本人、家族、関係先等への追加対応予定																		
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)		(できるだけ具体的に記載すること)																	
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)		(できるだけ具体的に記載すること)																	
9 その他 特記すべき事項																			

サ高住等における適正なサービス提供の確保

- サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、事業所指定の際の条件付け（利用者の一定割合以上を併設集合住宅以外の利用者とする等）や家賃・ケアプランの確認などを通じて、自治体による更なる指導の徹底を図る。【省令改正、通知改正】

訪問系サービス（定期巡回を除く）、通所系サービス（地密通所介護、認デイを除く）、福祉用具貸与

- 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。【省令改正】
- 事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する。【通知改正】

居宅介護支援

- 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、**区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行う。**（※効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行）
- サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかなどケアの質の確保の観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。

【通知】高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について（抄）

（令和3年3月18日老指発0318第1号、老高発0318第1号、老認発0318第1号）

令和3年度介護報酬改定の議論を踏まえ、高齢者向け住まい等における適正なサービス提供を確保するために、自立支援に更なる指導の徹底を図るよう、都道府県等に通知。

（前略）

令和3年度介護報酬改定に向け、社会保障審議会介護給付費分科会においてとりまとめられた審議報告において、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等（以下、「高齢者向け住まい等」という。）における**適正なサービス提供を確保するため、介護保険サービスが入居者の自立支援や重度化防止につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図ることと**されました。

つきましては、下記に示す内容を踏まえた指導を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

（後略）

記

1. 高齢者向け住まい等における家賃等入居契約内容の確認やケアプランの点検・検証

介護保険サービス事業所が併設等する高齢者向け住まい等において、家賃を不当に下げて入居者を集め、その収入の不足分を賄うため、入居者のニーズを超えた過剰な介護保険サービスを提供している場合があるとの指摘があるところ。

このような指摘を踏まえ、**都道府県の福祉部局は、住宅部局と連携して、介護保険サービス事業所が併設等する高齢者向け住まいの特定及び入居契約の内容の確認を行い、家賃の設定が不適切な可能性があるもの（不当に低く設定している場合や、要介護度別に家賃を設定している場合等）等の情報を市町村に情報提供すること。**

市町村は、介護給付費適正化（特にケアプラン点検）担当部署において、都道府県からの情報等をもとに、不適切なケアプラン（ここで言う不適切なケアプランとは「入居者のニーズを超えた過剰なサービス」を位置づけているプランを指す。）を作成している可能性がある居宅介護支援事業所について、ケアプランの内容が入居者の自立支援や重度化防止等につながっているかの観点からの点検・検証を行っていただきたい。

その結果、介護給付費適正化担当部署において、**不適切なケアプランを作成している居宅介護支援事業所が判明した場合は、当該プランを作成した居宅介護支援事業所に対して、ケアプランの改善を指導するとともに、居宅介護支援事業所の運営自体に問題があると判断した場合は、指導監督部署と連携し、実地指導等を実施されたい。**また、併せて、不適切なケアプランに基づき介護サービスを提供している事業所への実地指導等を実施されたい。

2. 区分支給限度基準額の利用割合が高い居宅介護支援事業所のケアプランの優先的な点検・検証

上記1の確認・指導の実施にあたっては、介護保険サービス事業所が併設等する高齢者向け住まい等に居住する者のケアプランについて、**区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどにより、当該事業者によるケアプランを優先的に点検・検証することが考えられる。**

本点検・検証に資するよう、国民健康保険団体連合会が運用する介護給付適正化システムにおいて、このような居宅介護支援事業所を抽出する帳票を作成できるよう改修等手続きを進めているところ。本システムの改修は本年9月頃を予定しており、将来的には、このような仕組みも活用しながら、点検・検証を行っていただきたい。

（以下、略）

自治体に対する指導徹底の通知に基づき、高齢者向け住まい等に併設等している居宅介護支援事業所におけるケアプランの点検を、介護給付適正化事業の一環として市町村において実施。

概要

- 「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底」(令和3年3月18日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長ほか連名通知)に基づき、家賃等の入居契約の内容の情報等をもとに、高齢者向け住まい等に併設等している(隣接、近接や同一法人や系列法人など関連があると考えられるものを含む。)居宅介護支援事業所で作成したケアプランの点検を、介護給付適正化事業の一環として市町村において実施するもの。
- 市町村が設定する要件に該当する高齢者向け住まい等併設等居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市町村が必要と判断したものについては、ケアプランを指定し、居宅介護支援事業所に対し提出を依頼。

※市町村は居宅介護支援事業所ごとに見た、以下の①、②項目の要件を設定。

①区分支給限度基準額の利用割合

かつ

②利用サービス種類(注)とその利用割合

(注) 区分支給限度基準額管理対象サービスは全て選択可だが、組合せは2つまで。

- 提出を受けた市町村では、順次、提出のあったケアプランについて地域ケア会議等で点検を行う。

※ 当該ケアプラン点検は、介護給付適正化事業の一環として実施するものであるため、介護給付適正化事業におけるケアプラン点検の実施件数に含まれる。
※ 未届の住宅型有料老人ホームも、届出の有無に関わらず点検の対象となる。

有料老人ホームの届出事項の見直し

- 【概要】
- 有料老人ホームの設置時の届出事項については、多数の項目が具体的に法律上で規定されているところ、また、変更時の届出事項についても、設置の届出時と同じ項目が対象となっており、その旨が法律上で規定されているところ。
 - このため、老人福祉法を改正し、他の介護保険サービスとの並びや今後にも迅速に対応できるようにする観点から、一部の届出事項を省令に委任するとともに、変更時の届出対象も省令に委任することとしている。(令和3年4月1日施行)
 - さらに、省令において、届出事項の一部削減を実施。

<老人福祉法の改正内容>

現 行	改 正 後
第二十九条 有料老人ホーム(略)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。 一 施設の名称及び設置予定地 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地 三 条例、定款その他の基本約款 四 事業開始の予定年月日 五 施設の管理者の氏名及び住所 六 施設において供与をされる介護等の内容 七 その他厚生労働省令で定める事項 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。	第二十九条 有料老人ホーム(略)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。 一 施設の名称及び設置予定地 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地 厚生労働省令委任し、設置時とは届出対象を変える(設置時より対象を減らす)ことを可能に 2 前項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

有料老人ホームの届出事項の見直し

< 老人福祉法施行規則の改正 >

○法第29条第1項第7項に規定する厚生労働省令で定める事項について

現 行			改 正 案	
法 律	第3号	条例、定款その他の基本約款	第1号	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
	第4号	事業開始の予定年月日	第2号	事業開始の予定年月日
	第5号	施設の管理者の氏名及び住所	第3号	施設の管理者の氏名及び住所
	第6号	施設において供与をされる介護等の内容	第4号	施設において供与をされる介護等の内容
省 令	第1号	建物の規模及び構造並びに設備の概要	第5号	建物の規模及び構造並びに設備の概要
	第2号	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類	第6号	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類
	第3号	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書	第7号	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
	第4号	施設の運営の方針	第8号	施設の運営の方針
	第5号	入居定員及び居室数	第9号	入居定員及び居室数
	第6号	市場調査等による入居者の見込み		（削除）
	第7号	職員の配置の計画	第10号	職員の配置の計画
	第8号	法第二十九条第七項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額	第11号	法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
	第8の2号	法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類	第12号	法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
	第9号	入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容	第13号	一時金の返還に関する法第二十九条第十項に規定する契約の内容
	第10号	入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容		（削除）
	第11号	医療施設との連携の内容		（削除）
	第12号	事業開始に必要な資金の額及びその調達方法	第14号	事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
	第13号	長期の収支計画	第15号	長期の収支計画
	第14号	入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書	第16号	入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

5. 高齢者の居住と生活の一体的な支援について

単身世帯や高齢者のみ世帯について、大家が入居制限する理由として、孤独死などの不安等によるところが多いところであり、これらに対応するため、社会福祉法人が不動産関係団体と連携し、高齢者の入居支援と、入居後の見守りサービスを提供する事例等があるところ。

このような取組を促進するため、高齢者の住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用については、地域支援事業交付金により支援できるようにするとともに、保険者機能強化推進交付金においてこのような取組を評価する指標を設けているところ。

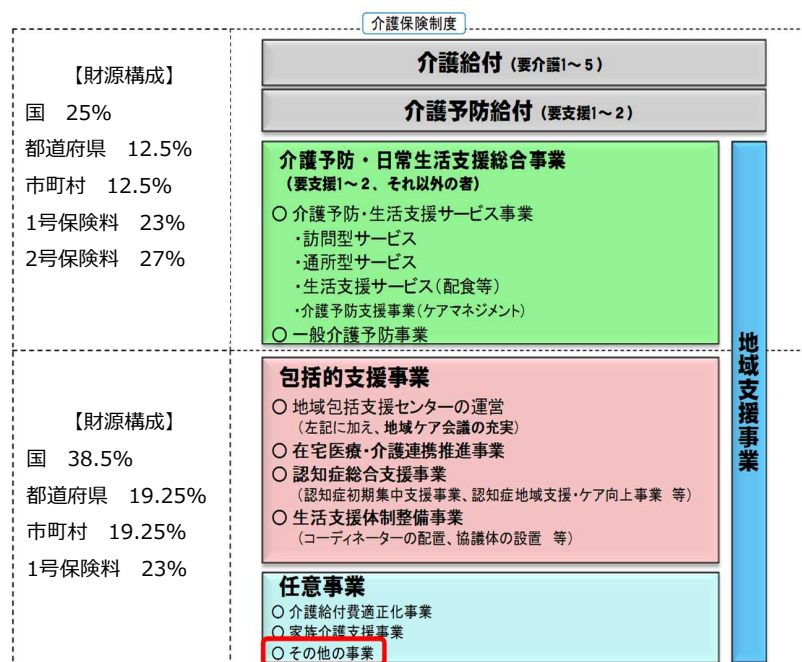
また、今年度に引き続き、令和4年度予算案において、「高齢者住まい・生活支援伴走支援事業」として、このような取組の実施に至る前の検討段階において、有識者を派遣するなどにより、実施に当たっての助言や関係者との調整等を行うことで、地方公共団体の事業実施に結びつけていくことを目的とした事業を盛り込んでいるところ。今後、来年度の実施自治体・法人等の公募を行う予定なので、積極的に管内市町村・関係団体等に周知いただき、積極的な応募を求めているとともに、都道府県においては、必要に応じて、市町村等の取組に対して支援を行っていただきたい。

このほか、今年度の取組実施事例等を取りまとめたパンフレット等を作成し、その周知を行うことを予定しているので、市町村等の取組に資するよう、積極的に周知いただきたい。

都道府県等におかれては、福祉部局、住宅部局等関係部局との連携を図りながら、管内市町村等に対し、積極的にこのような取組を推進・支援していただきたい。

地域支援事業等の活用による全国展開

- 平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行ってきたが、平成29年度以降は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、**地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開**を図っていく。
- 具体的には、**地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行ったところ。**



平成29年度から「地域支援事業の実施について」（実施要綱）を改正

カ 地域自立生活支援事業

次の①から④までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅（シルバーハウジング）、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等へ的高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。

高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

1. 目的

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：19,800千円（23,540千円）

- 高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は、同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようにしているところ。
- 一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体が非常に少なく、その理由として、取組の実施にあたり、自治体内（住宅部局と福祉部局等）の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたること等から、検討が進まないとの意見があるところ。
- このため、有識者や厚生労働省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整を行うことで、事業の実施に結びつけていくことを目的として、本事業を実施する。

2. 事業内容

厚生労働省職員や有識者等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援の実施。

① 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

具体的事業の実施に向けて、事前に実施すべき実態の把握や、それを踏まえた取組の方向性等についての意見交換、課題に対する検討等の実施にあたって、有識者や、厚生労働省職員、国土交通省職員等を派遣し、アドバイスや事業関係者の調整等を実施。

② 制度や取組の事例、パンフレット等の周知

課題を踏まえた取組の事例等について周知
 （本事業においては、事業の検討過程にも着目し、課題把握や取組に至った事例について、経緯等を含めて整理し、事業の検討にあたって実用的なパンフレット等作成を想定）

③ 第1線で活動されている行政職員・有識者の紹介

①の実施にあたって、必要に応じて既に取組を実施している自治体の職員や制度創設に関わった有識者等を紹介。

見守り等にかかる費用を「地域支援事業交付金」により支援。

※以前は「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として支援。

<自治体における検討の流れ>

○自治体における課題の顕在化

高齢者が大家から入居を断られて、居住確保が困難な状況 等

支援

○地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・実態把握
- ・関係者との調整
- ・事業の具体化の検討

支援

○事業の実施

- ・相談対応、不動産店への同行
- ・社会福祉法人による見守り 等

3. 実施主体

国（公募により民間に委託）

6. 介護現場（施設系サービス）の生産性の向上について

（１）介護現場の生産性の向上の取組の全国展開

2040 年に向けて生産年齢人口の減少と高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大が見込まれる中、介護現場の生産性向上を促進するため、厚生労働省ではこれまで、介護現場革新会議の開催、パイロット事業の実施及び生産性向上ガイドラインのとりまとめと周知に取り組んできたところである。また、令和3年度においては、令和2年度に引き続き、これまでの取組を全国に普及するため、介護現場の生産性向上に関する全国セミナーを開催するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用した業務改善支援事業により、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」の取組に必要な経費の補助（（２）参照）等を行ってきたところである。

令和4年度においては、これらの取組を引き続き継続して実施するほか、全ての都道府県において、地域における介護現場の課題に即した対応方針を策定するための介護現場革新会議が開催され、これに基づく取組が積極的に行われるよう、必要な情報をとりまとめ発信していく予定である。具体的には、来年度中に2回程度、各都道府県の担当者を参集し、各都道府県での介護現場革新会議のあり方や業務改善支援事業等を活用し取り組んでいただきたい事業内容について、先進的な都道府県の事例も含め情報共有等を行いたいと考えている。

これまでパイロット事業で行ってきた取組や生産性向上のガイドライン記載の取組の介護現場への普及において、地方自治体、特に都道府県の役割は大変重要である。各都道府県等におかれては、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、管内関係団体や有識者等と一体となって、介護現場の業務効率化や介護業界のイメージ改善などに取り組んでいただきたい。

<介護分野における生産性向上について（厚生労働省ホームページ）>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>

（２）地域医療介護総合確保基金の積極的な活用

介護ロボットについては、高齢者の自立の促進・介護職員の負担軽減を目的とし、その普及を促進しているところである。その一環として、平成27年度から地域医療介護総合確保基金を活用し、「介護ロボット導入支援事業」を実施しており、全国的には着実に補助件数が増加している一方、各都道府県の補助状況（参考資料参照）や導入事例の周知（※）には差が見られる。

※ 事業実績（補助件数のほか、導入施設での使用状況・導入効果・導入時の課題等）を自治体のホームページで公表し、好事例の普及に努めるなど。

さらに、令和2年度補正予算においては、介護ロボットの導入補助を累次にわたり拡充しているところ、補助率、補助上限額等の要件においても、都道府県ごとの差が見られるところである。本事業については、介護現場の生産性の向上やウィズコロナ下における非接触対応を推進する観点、さらに令和3年度介護報酬改定におけるテクノロジーの活用を後押しする効果もあるので、厚生労働省が示す

実施要綱に沿った要件を設定しつつ、一層積極的な活用をお願いしたい。

また、介護ロボットの効果的な活用等の業務改善の取組を支援するため、令和元年度から基金のメニュー事業の中に「介護事業所に対する業務改善支援事業」を設け、①生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、タイムスタディ調査による業務の課題分析等を支援するための経費の補助や、②都道府県が開催する「介護現場革新会議」に要する経費や地域のモデル施設を育成するための補助等を行っている。

令和4年度においても、介護ロボット導入支援事業及び業務改善支援事業については、令和3年度と同じ内容にて実施する予定であり、各都道府県におかれては、介護ロボット導入支援と業務改善支援を効果的に組み合わせて実施するなど、各事業の積極的な取組をお願いするとともに、管内の介護施設・事業所に対して、自治体のホームページや研修会等の場を通じ、各事業における好事例の周知をお願いしたい。また、後述の「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」における相談窓口では、介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談等も行っているため、各都道府県での介護ロボット導入支援事業の実施（補助先の公募等）の際には各都道府県の担当相談窓口についても併せて周知することにより、効果的に取り組んでいただきたい。

なお、令和2年度以降の拡充した補助内容については令和5年度までの時限措置（予定）であり、早期の効果的な活用を重ねてお願いしたい。

（令和4年度の事業の概要 いずれも令和3年度と内容は同じ）

○ 介護ロボット導入支援事業

導入補助額 (1 機器あたり)	○移乗支援、入浴支援 上限 100 万円 ○上記以外 上限 30 万円
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備	上限 750 万円 (対象経費) Wi-Fi 工事、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費 (介護記録ソフト、バイタル測定が可能なウェアラブル端末等)
補助上限台数	必要台数
補助率	都道府県の裁量により以下のとおり設定 ○一定の要件（※）を満たす事業所 3 / 4 を下限に設定 ○上記以外 1 / 2 を下限に設定 ※ 導入計画書において、目標とする人員配置を明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合。

○ 介護事業所に対する業務改善支援事業

- ・ タイムスタディ調査による業務の課題分析等を行うに当たり、コンサル等の第三者が支援するために必要な経費に対して補助を行う。

【補助額】 対象経費の 1/2 以内（上限 30 万円）

- ・ 都道府県での「介護現場革新会議」の開催にあたり必要と認められる経費に対して補助を行う。

① 介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費

② 介護事業所の取組に必要な経費

（例：業務コンサルタントに係る費用や介護ロボット・ICT 機器等のハードウェア・ソフトウェアの導入費用（インカム、介護記録ソフトウェア、Wi-Fi 工事等に係る費用を含む。）

③ 都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

【補助額】

②については（1 事業所あたり）対象経費の 1/2 以内（上限 500 万円）、

①③については必要な経費

（３）介護分野におけるテクノロジーの開発・普及の促進

令和３年度介護報酬改定においては、見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和など、一部の基準、加算取得要件において、テクノロジー活用を考慮した改定を行った。今後、介護ロボット等の開発や実証を一層加速化させる必要があり、また、介護現場への導入に当たっては、現場における課題の洗い出しから適切な介護ロボット等の選定、現場レベルでの業務オペレーションの変更まで、よりきめ細かな支援が重要だと考えている。

このような中、令和２年度から、「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」を実施しており、同事業において、

- ① 介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談や、開発企業等からの実証相談へのきめ細かな対応（試用貸出や開発実証に係る補助金等の紹介、導入時の業務オペレーションに関する助言等）を行う「相談窓口（地域拠点）」の設置、
- ② 開発実証のアドバイザーボード兼介護現場へ導入する前の先行実証フィールドとして「リビングラボネットワーク」の構築、
- ③ 介護現場での効果検証を行うために協力可能な介護施設を提供する等、介護現場での実証フィールドの整備

をすることにより、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築している。

令和４年度においては、上記のプラットフォームについて、相談窓口を全国１７箇所を増設する（令和３年度は１４箇所）こととし、リビングラボは令和３年度に続き８箇所にて取り組むこととしている。また、相談窓口のアドバイザーの体制を強化し、介護ロボットを導入しようとする介護施設等に対し、研修会や個別の伴走支援を行う予定としている。各都道府県におかれては、引き続き、管内介護施設及び開発企業等に対して周知するとともに、必要に応じて各取組への協力をお願いしたい。

なお、令和３年度介護報酬改定において、見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和及び夜勤職員配置加算について、見守り機器を導入した場合の加算取得要件を見直したところである。これらに関し、従前の夜間職員の業務を見ると、訪室巡回が業務の一定程度を占めるものとして考えられるが、見守り機器等を活用することにより、居室への訪問を個別に必要とする利用者がいない場合などについては、状況に応じ、訪室によらない見守りとして差し支えないと考えているところであり、各自治体におかれても御留意いただきたい。

介護ロボットの開発・導入・普及・活用に関する最新の情報は、上記厚生労働省のホームページにおいて掲載しているので、参考とされたい。また、テクノロジーの効果的な活用事例についても同様に、厚生労働省ホームページ内、生産性向上ガイドラインにおいて記載しており、積極的な活用・周知をお願いしたい。

<介護ロボットの開発・普及の促進（厚生労働省ホームページ）>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>

<介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（厚生労働省ホームページ）>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>

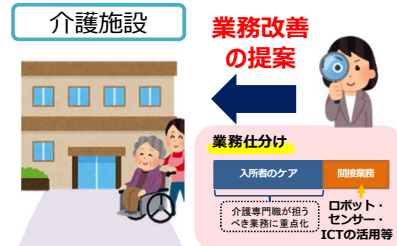
(参考資料) 介護ロボット導入支援事業の実施状況 (令和4年2月時点 高齢者支援課把握分)

都道府県	令和3年度 都道府県が 認めた計画件数
北海道	－
青森県	27
岩手県	133
宮城県	27
秋田県	48
山形県	35
福島県	74
茨城県	32
栃木県	19
群馬県	44
埼玉県	62
千葉県	93
東京都	163
神奈川県	24
新潟県	141
富山県	－
石川県	32
福井県	22
山梨県	34
長野県	6
岐阜県	96
静岡県	151
愛知県	135
三重県	35
滋賀県	6
京都府	－
大阪府	121
兵庫県	209
奈良県	8
和歌山県	62
鳥取県	35
島根県	73
岡山県	12
広島県	42
山口県	31
徳島県	36
香川県	13
愛媛県	37
高知県	4
福岡県	163
佐賀県	33
長崎県	－
熊本県	108
大分県	41
宮崎県	50
鹿児島県	81
沖縄県	5
合計	2,603

- ※ 1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る。
- ※ 導入計画件数のため、今後変更がありうる。
- ※ 富山県及び長崎県は他財源を活用して同趣旨の事業を実施している。
- ※ 表中「－」については、各都道府県において集計中。

生産性向上の取組に対する支援

施設内での取組
イメージ



【業務改善支援事業（地域医療介護総合確保基金）による支援】

- ① 生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取組む介護事業所に対するコンサル経費の補助(1/2補助(上限30万円))
- ② 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要なと認められる取組に要する経費の補助
 - ・介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
 - ・介護事業所の取組に必要な経費(1/2補助(上限500万円))
例) 業務コンサルタント等によるコンサル経費から介護ロボットやICT（インカム等）の導入費用など
 - ・都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

トップ層
(経営者層)



経営者層の
意識改革



ミドル層
(介護従事者層)



プロジェクト
リーダーの育成



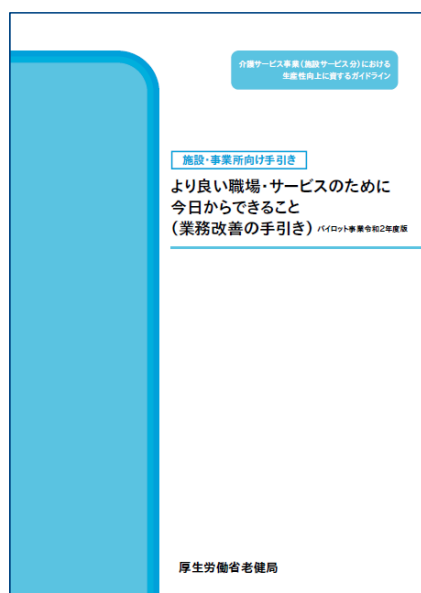
【全国セミナーの開催】

- ビギナーセミナー（これから生産性向上の取組を取り組もうとする事業所向け）
 - ・業務改善の考え方
 - ・改善活動の標準的なステップ
 - ・事例紹介
 ※経営層向け（意識啓発等）、従事者層向け（実行計画の作成等）に分けた演習も実施。
 - フォローアップセミナー（生産性向上に取り組んでいる事業所向け）
 - ・取組の振り返り
 - ・業務改善の「壁」の乗り越え方
 - ・業務改善計画の点検・再構築
- それぞれ、講義と演習から構成

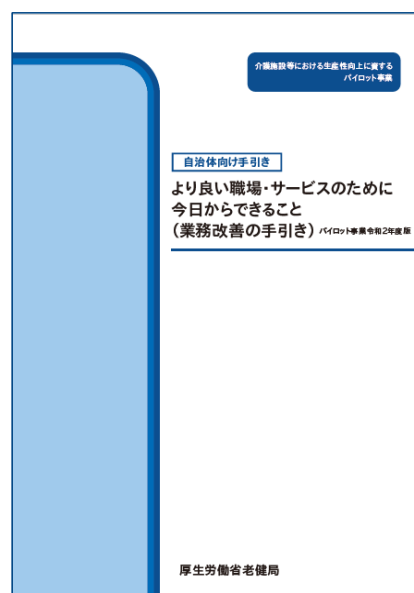
生産性向上に資するガイドライン（施設サービス分） － 令和2年度パイロット事業改訂版 －

- 令和元年度・令和2年度パイロット事業の取組を全国に普及するため、生産性向上に資するガイドラインの「施設・事業所向け手引き」を改訂するとともに、各都道府県等が介護現場革新の取組を円滑に行えるよう、「自治体向け手引き」を作成。
- この「自治体向け手引き」には、介護現場の業務改善に対する自治体の役割や先行して取り組んだ10自治体の創意工夫ある取組をまとめており、当該手引きを参考にしながら、各都道府県等におかれては、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護現場革新の積極的な取組をお願いします。

施設・事業所向け手引き



自治体向け手引き



「より良い職場・サービスのために今日からできること（業務改善の手引き）」は、下記ホームページから。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansai.html>



地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援

- 介護ロボットの普及に向けては、**各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用**し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施しており、令和2年度当初予算で支援内容を拡大したところ。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の発生によって職員体制の縮小や感染症対策への業務負担が増えている現状を踏まえ、更なる職員の負担軽減や業務効率化を図る必要があることから、以下の更なる拡充を行ったところ。
 - ① **介護ロボットの導入補助額の引上げ（移乗支援及び入浴支援に限り、1機器あたり上限100万円）**
 - ② **見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助額の引上げ（1事業所あたり上限750万円）**
 - ③ **1事業所に対する補助台数の制限（利用者定員の2割まで）の撤廃**
 - ④ **事業主負担を1/2負担から都道府県の裁量で設定できるように見直し（事業主負担は設定することを条件）**
- **令和2年度第3次補正予算においては、いわゆるパッケージの組み合わせ※への支援を拡充及び一定の要件を満たす事業所の補助率の下限を4分の3まで引き上げ、事業主負担の減額を図る。**

※見守りセンサー、インカム、介護記録ソフト等の組み合わせ

	令和元年度	令和2年度 (当初予算)	令和2年度(1次補正予算)	令和2年度(3次補正予算)
介護ロボット 導入補助額 (1機器あたり)	上限30万円	上限30万円	○移乗支援 (装着型・非装着型) ○入浴支援 上記以外 上限100万円 上限30万円	○移乗支援 (装着型・非装着型) ○入浴支援 上記以外 上限100万円 上限30万円
見守りセンサーの導入 に伴う通信環境整備 (Wi-Fi工事、インカム) (1事業所あたり)	—	上限150万円 ※令和5年度 までの実施	上限750万円	上限750万円 (見守りセンサー等の情報を介護記録に システム連動させる情報連携のネットワー ク構築経費を対象に追加)
補助上限台数 (1事業所あたり)	利用定員 1割まで	利用定員 2割まで ※令和5年度 までの実施	必要台数 (制限の撤廃)	必要台数 (制限の撤廃)
補助率	対象経費の 1/2	対象経費の 1/2	都道府県の裁量により設定 (負担率は設定することを条件)	一定の要件を満たす事業所は、 3/4を下限に都道府県の裁量により設定 それ以外の事業所は1/2を下限に都道府県の 裁量により設定

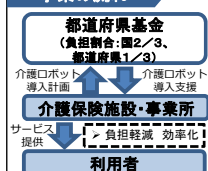
対象となる介護ロボット

➢ 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボットが対象



※令和2年度(当初予算)以降の拡充分は令和5年度までの実施

事業の流れ



実績(参考)

➢ 実施都道府県数: 45都道府県 (令和2年度)

➢ 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

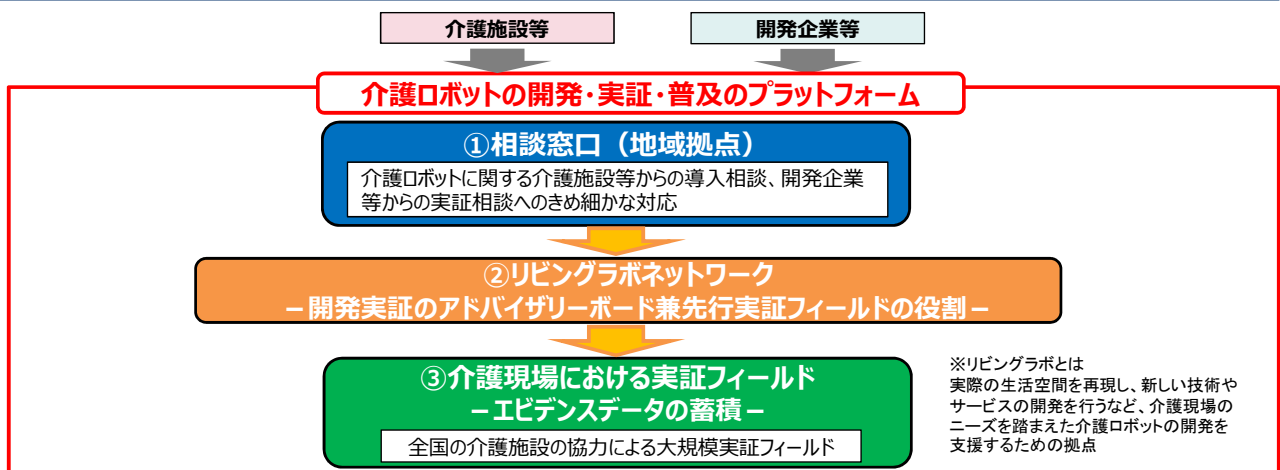
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	58	364	505	1,153	1,813	2,574

(注) 令和2年度の数値はR3.1月時点の暫定値
※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

(一定の要件)
導入計画書において目標とする人員配置を明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業

- 労働力の制約が強まる中、介護現場の業務効率化を進めることは喫緊の課題となっており、テクノロジーの活用を推進しているところ、新型コロナウイルス感染症が発生し、「新たな生活様式」が求められている中、見守りセンサーやICT、非装着型の移乗支援などの非接触対応に効果的なテクノロジーの導入をより一層強力に進めていく必要がある。
- このため、効率的な人員配置等の政策的課題の解決や企業による介護ロボットの開発促進を目的に、リビングラボが中心となり、開発企業に対して実証フィールドを提供し、エビデンスデータを蓄積しながら、介護ロボットの開発・普及を加速化する。
- 具体的には、①相談窓口(地域拠点)、②リビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドを整備し、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築する。



＜感染症対策に資する非接触対応に効果的なテクノロジーの例＞

＜見守りセンサー＞

居室内の利用者の状況(ベッドから離れた場合や転倒した場合等)をセンサーで感知
→遠方から効率的な見守りが可能になる。



＜ICT(インカム)＞

遠方にいながら職員間での利用者の状況の共有が可能になる。



＜移乗支援(非装着型)＞

利用者の抱え上げをロボットが代替し、接触対応が軽減される。



令和4年度介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム 相談窓口・リビングラボ一覧

■拠点相談一覧■

A 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 北海道介護ロボット普及推進センター 北海道札幌市中央区北6条西16丁目1番地5 ほくたけビル TEL: 070-5608-6877 アドレス: tan15@hokutakehd.jp	B 社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 青森県介護開発・福祉機器普及センター 青森県青森市中央3丁目20-30 TEL: 017-777-0012 アドレス: robot@aosyakyoo.or.jp	C 公益財団法人 いきいき岩手支援財団 岩手県高齢者総合支援センター 岩手県盛岡市本町通3丁目19-1 岩手県福祉総合相談センター3階 TEL: 019-625-7490 アドレス: ikrobo@silverz.or.jp	D 新潟県福祉機器展示室 介護ロボット相談窓口 新潟県新潟市中央区上野2-2-2 新潟ユニオンプラザ3階 TEL: 025-378-5221 アドレス: aoyama@aoyama-medical.co.jp
E 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 介護すまいる館 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 TEL: 048-822-1195 アドレス: kaigosmile@fukushi-saitama.or.jp	F 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜総合リハビリテーションセンター 介護ロボット相談窓口 神奈川県横浜市港北区鳥山町1770 TEL: 045-473-0666(代) 問い合わせ先: http://www.yrc-pf.com	G 社会福祉法人 富山県社会福祉協議会 福祉カレッジ 介護実習・普及センター 富山県富山市安住町5番21号 TEL: 076-403-6840 アドレス: robot@wel.pref.toyama.jp	H 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 健康長寿支援ロボットセンター 愛知県大府市森岡町7-430 TEL: 0562-46-2311 アドレス: rehab@ncgg.go.jp
I ATCエイジレスセンター 介護ロボット相談窓口 大阪府大阪市住之江区南港北2-1-10 TEL: 06-6615-5123 アドレス: info@ageless.gr.jp	J ひょうごKOBエ介護・医療ロボット 開発・導入支援窓口 兵庫県神戸市西区曙町1070 TEL: 078-925-9282 アドレス: robo-shien@assitech.hwc.or.jp	K 社会福祉法人 健祥会 徳島県介護実習・普及センター 徳島県徳島市国府町東高輪字天満356番地1 TEL: 088-642-5113 アドレス: presen@kenskohai.group	L 一般社団法人 日本福祉用具供給協会 広島県ブロック 広島県広島市安佐南区大町東1-18-44 TEL: 082-877-1079 アドレス: jimukyoku@fukushiyogu-hiroshima.jp
M 九州介護ロボット開発・実証・普及促進センター 福岡県北九州市小倉北区馬場一丁目7-1 総合保健福祉センター1階 TEL: 080-2720-2646 アドレス: krobot@aso-education.co.jp	N 鹿児島県介護実習普及センター 鹿児島県鹿児島市山下町14-50 かごしま県民交流センター内 TEL: 099-221-6615 アドレス: kaigo7-kakenshkyo@po5.synapse.ne.jp		
O ちぎ福祉プラザモデルルーム 栃木県宇都宮市若草1-10-6 ちぎ福祉プラザ1F TEL: 028-627-2940 アドレス: 拡充案	P 愛媛県介護実習・普及センター 福祉用具・住宅改修展示場 愛媛県松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内 TEL: 089-921-8348 アドレス: 拡充案		
Q 大分県社会福祉介護研修センター 福祉用具展示場 大分県大分市明野東3-4-1 TEL: 097-552-6888 アドレス: 拡充案			

■リビングラボ一覧■

1 Care Tech ZENKOUKAI Lab (社会福祉法人 善光会 サンタフェ総合研究所) 東京都大田区東横谷六丁目4番17号 TEL: 03-5735-8080 アドレス: sfri@zenkoukai.jp	2 Future Care Lab in Japan (SOMPOホールディングス株式会社) 東京都品川区東品川14-13-14 クラスキューブ品川10階 TEL: 03-5781-5430 問い合わせ先: https://futurecarelab.com/
3 柏リビングラボ (国立研究開発法人 産業技術総合研究所) 千葉県柏市柏の葉G-2-3 東京大学柏II キャンパス内 社会イノベーション棟 TEL: 029-861-3427 アドレス: M-living-lab-ml@aist.go.jp	4 藤田医科大学 ロボテックススマートホーム・ 活動支援機器研究実証センター 愛知県豊明市岩掛町田桑ケ窪1番地98 藤田医科大学病院内 TEL: 0562-93-9720 アドレス: cent-rsh@fujita-hu.ac.jp
5 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 健康長寿支援ロボットセンター 愛知県大府市森岡町7-430 TEL: 0562-46-2311 アドレス: carri@ncgg.go.jp	6 スマートライフケア共創工房 (国立大学法人 九州工業大学) 福岡県北九州市若松区ひびきの2-5 情報技術高度化センター TEL: 093-603-7738 アドレス: slc3lab-technical-support@brain.kyutech.ac.jp
7 吉備高原医療リハビリテーションセンター 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 TEL: 0866-56-7141 アドレス: syomu@kibiriah.johas.go.jp	8 青葉山リビングラボ (国立大学法人 東北大学) 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6-6 アドレス: living-lab@srds.mech.tohoku.ac.jp

介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 (令和4年度実証事業)

令和4年度予算案にて
関係予算を計上中

目的

介護現場において、テクノロジーの活用やいわゆる介護助手の活用等による**生産性向上の取組を推進するため、介護施設における効果実証を実施**するとともに**実証から得られたデータの分析**を行い、次期介護報酬改定の検討に資するエビデンスの収集等を行うことを目的とする。

実証テーマ① 見守り機器等を活用した夜間見守り

令和3年度介護報酬改定（夜間の人員配置基準緩和等）を踏まえ、特養（従来型）以外のサービスも含め、夜間業務における見守り機器等の導入による効果を実証。

実証テーマ② 介護ロボットの活用

施設の課題や状況等に応じた適切な介護ロボットの導入とそれに伴う業務オペレーションの見直しによる効果を実証。

実証テーマ③ 介護助手の活用

身体的介護以外の業務や介護専門職のサポート等の比較的簡単な作業を行う、いわゆる介護助手を活用することによる効果を実証。

実証テーマ④ 介護事業者等からの提案手法

生産性向上の取組に意欲的な介護事業者等から、取組の目標や具体的な取組内容等に関する提案を受け付け、提案を踏まえた実証を実施。

想定する調査項目 ※具体的な調査項目、調査手法（実証施設含む）については、事業内に設置する有識者で構成する実証委員会にて検討

- 介護職員の業務内容・割合がどのように変化したか
- ケアの質が適切に確保されているかどうか（利用者のADL、認知機能、意欲等に関する評価、ケア記録内容 等）
- 介護職員の働き方や職場環境がどう改善したのか（職員の勤務・休憩時間、心理的不安、意欲の変化 等） 等

想定するスケジュール

2月中旬	本事業の入札公告
3月中	受託事業者の決定
4月～5月	実証計画策定、提案募集
6月・7月	実証開始 ※ 実証期間は6ヶ月程度を確保
1月～3月	データ分析、実証結果のとりまとめ

7. 福祉用具・住宅改修について

(1) 特定福祉用具販売の種目追加について

介護保険における福祉用具の給付対象種目は、厚生労働大臣告示で規定されているが、(4)で後述する「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」の令和3年度第1回(令和3年11月19日開催)の議論において、「排泄予測支援機器」(※)を特定福祉用具販売の種目に追加するという提案について、「可」と評価され、当該検討結果を「社会保障審議会介護給付費分科会(第204回(令和3年12月8日))」に報告したところである。

(※)膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの。

これを踏まえて、今般、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」(平成11年厚生省告示第94号)について、今月中に所要の改正(令和4年4月1日施行)を予定している。

更に、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)についても、排泄予測支援機器の機能や形状等に関する具体的な内容の追加等、所要の改正を行うとともに、想定される利用者、特定福祉用具販売事業者が販売に当たって確認すべき点等、給付等に当たり留意すべき事項を整理した通知の発出についても予定している。

各都道府県におかれては、管内の各市町村や特定福祉用具販売事業者に対して周知の上、適切な給付・販売を行えるよう、各種様式の変更、地域住民への広報といった必要となる対応の準備をお願いしたい。

なお、令和4年度中に、排泄予測支援機器の販売・給付状況に関する照会等を適宜実施する予定であることから、予め御了知いただきたい。

(2) 福祉用具の保険給付の適正化について

福祉用具については、平成30年度介護報酬改定等により、利用者の適切な福祉用具選定に資するよう、

- ・ 国が商品ごとに貸与価格の全国的な状況を把握し、全国平均貸与価格を公表するとともに、商品ごとに貸与価格の上限(全国平均貸与価格+1標準偏差)を設定
- ・ 福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明するほか、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示

する等の取組を実施しているところである。

各都道府県におかれては、下記を含めて管内の市町村及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくとともに、必要に応じて介護保険法に基づく実地指導・監査を行っていただくようお願いする。

① 介護給付費明細書への商品コードの記載

全国平均貸与価格等の公表に伴い、福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、「「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」（平成 29 年 10 月 19 日老高発 1019 第 1 号・老老発 1019 第 1 号）等でお知らせしているとおり、介護給付費明細書に TAIS コード又は福祉用具届出コード（以下「商品コード」という。）を記載いただくこととしている。

また、実際の商品コードについては、福祉用具貸与価格適正化推進事業の受託事業者（令和 3 年度：公益財団テクノエイド協会）が付与・公表を行っており、商品コード一覧は受託事業者のホームページで更新されているので、福祉用具貸与事業者においては、確認いただくようお願いする。

各都道府県におかれては、管内の市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、これらの内容について周知徹底いただくようお願いする。

<商品コード一覧（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）>

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

② 全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」（平成 30 年 3 月 22 日老高発 0332 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を令和 2 年 6 月 12 日に改正し、見直し頻度を 3 年に 1 度に改め、令和 2 年 10 月 30 日に令和 3 年 4 月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表を、厚生労働省のホームページで行ったところである。

また、新商品については、3 ヶ月に 1 度の頻度で全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧を公表しているので、福祉用具貸与事業者においては、随時本内容を確認いただくようお願いする。

<全国平均貸与価格・貸与価格の上限（厚生労働省ホームページ）>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

（３）介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会について

介護保険の福祉用具については、令和 2 年 11 月 2 日の財政制度等審議会における指摘や、社会保障審議会介護給付費分科会における令和 3 年度介護報酬改定の議論も踏まえ、今年 2 月に「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」を立ち上げ、貸与・販売種目の在り方について検討を進めていくこととしている。

本検討会では、貸与と販売のあり方に加え、福祉用具貸与等における適正化施策や、安全な利用の促進・サービスの質の向上についても検討することとしている。各都道府県におかれては予め御了知いただくとともに、管内市町村に検討状況を周知し、適正化や、安全利用・質の向上に関する施策について、市町村と連携

の上、より積極的に取り組んでいただきたい。

(4) 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

介護保険における福祉用具の対象種目については、専門的な知見に基づいた検討を行う必要があり、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」を開催し、「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」（7要件）に基づいて、種目・種類の拡充の検討を行っている。

近年、通信機能等の複合機能を搭載した新たな福祉用具が開発されており、テクノロジーが普及する現状を踏まえた福祉用具の考え方を改めて整理するため、令和2年度に、介護保険の福祉用具貸与における具体的かつ明確な評価・検討視点を再整理の上、令和3年度以降は少なくとも年1回、本検討会を開催することとしている。

福祉用具・住宅改修に関する要望等の方法（提案様式・提出先等）については、厚生労働省ホームページに掲載されていることから、各都道府県におかれては管内市町村、福祉用具貸与事業者、関係団体等に加え、産業振興関係部局等とも協力の上、管内の福祉用具製造企業等に周知いただきたい。

<介護保険対象福祉用具・住宅改修に対する要望（厚生労働省ホームページ）>
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080056.html>

(5) 福祉用具の安全な利用について

① ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について

ハンドル形電動車椅子については、使用中の死亡・重傷事故が発生していることを踏まえ、「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について（通知）」（平成29年3月31日老高発0331第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）において、その使用に当たっての具体的な留意事項等について通知したところである。

更に、令和2年度においては、ハンドル形電動車椅子が適正かつ安全に利用されるよう、リスク低減策として老人保健健康増進等事業を活用し、福祉用具専門相談員が利用者に対してハンドル形電動車椅子を貸与する際の留意事項等をまとめた安全利用に関する指導手順書の作成及びハンドル形電動車椅子の利用安全講習会の開催を行う等、これらの事業成果を令和3年6月に情報提供したところである。

引き続き、各都道府県におかれては、福祉用具貸与事業所・福祉用具専門相談員によるハンドル形電動車椅子の貸与可否の判断、貸与にあたっての使用法の指導・使用上の留意事項の説明等に対する支援を行うよう、管内の市町村等への周知をお願いしたい。

＜ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策に関する研究事業＞
（一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会ホームページ）
<http://www.jaspa.gr.jp/?p=1756>

＜ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン、指導手順書＞
（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ）
http://www.zfssk.com/topics_detail.php#953

② 福祉用具に係る事故の情報提供について

令和3年3月5日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について」で周知したとおり、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時情報提供を行うこととしている。

引き続き、同事務連絡について確認をお願いするとともに、各都道府県におかれては、管内の市町村等への周知をお願いしたい。

（６）住宅改修について

介護保険制度における住宅改修については、在宅介護の重視、自立支援の観点から、利用者の日常生活を行う上で必要となる自宅の段差の解消、手すりの設置などの改修を対象としているところである。また、福祉用具の利用と組み合わせることで、自立支援に向けてより効果的な支援を行うことができるケースもあり、利用者の居住環境整備のために重要な制度である。

平成30年度には、住宅改修の内容や価格を市町村が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、事前申請時に利用者が市町村に提出する見積書類の様式例（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を示したほか、複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員が利用者に説明することとしているので、各都道府県におかれては、管内の市町村等に周知いただくとともに、適切な実施についてお願いする。

（７）保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（福祉用具・住宅改修）について

保険者機能強化推進交付金は、介護保険法第122条の3に規定する交付金として、平成30年度より実施しており、福祉用具・住宅改修に関しても、リハビリテーション専門職、建築専門職の関与した適切な利用を推進するため、評価指標を設けているところである。しかし、その平均得点は他の指標と比べて低く（20点満点中6.65点）、専門職の関与が進んでいない状況が明らかになっている。

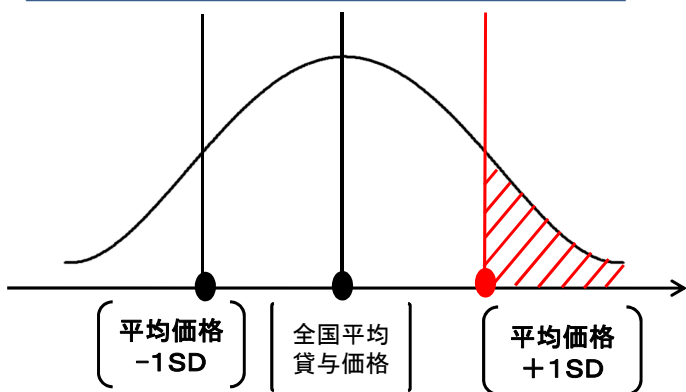
このため、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、専門職の関与による利点（利用者の身体機能・生活状況・住環境と選定した福祉用具・住宅改修の内容の整合性がとれているか確認することが可能であること、住宅改修においては施行水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が担保されること、利用者の状態像と合致しない福祉用具・住宅改修に係る給付を削減することができ、介

護給付費の適正化につながる事等）を周知するとともに、専門職の派遣・紹介等を行うことにより、その取組の支援をお願いしたい。

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 適正化を図るため、平成30年10月より、商品ごとに「全国平均貸与価格＋1標準偏差（1SD）」を福祉用具の貸与価格の上限としている。
 - ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格＋1標準偏差（1SD）」は正規分布の場合、上位約16%に相当。
 - ※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い
 - ※ 平均貸与価格は公表前の概ね3か月間の平均価格を算出。
- 上限設定等の対象になるのは、月平均100件以上の貸与件数がある商品。
- 新商品については、3ヶ月に1度の頻度で公表、既に設定されている商品は3年に一度の割合で見直しを行う。
 - ※ 既設定商品の見直しは施行当初は1年に一度としていたが、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案して、令和3年度より3年に一度とした。
- 事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、上限設定の公表は概ね6ヶ月前に行う。

貸与価格の上限設定のイメージ(正規分布)



上限価格が設定されている商品数

- 3,819商品（令和4年1月1日現在）

直近1年の公表実績

公表時期	公表商品数	適用時期
令和3年4月	60（新商品）	令和3年10月
令和3年7月	63（新商品）	令和4年1月
令和3年10月	88（新商品）	令和4年4月
令和4年1月	92（新商品）	令和4年7月

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の介護給付費明細書の記載

介護給付費等の記載要領について（抜粋）
（平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）

- 介護給付費明細書へ記載するコードについては、公益財団法人テクノエイド協会が付しているTAISコード（※1）又は福祉用具届出コード（※2）のいずれかを記載することとしている。
- 詳細な記入要領は以下のとおり。

福祉用具貸与における記載要領

- いずれのコードについても、企業コード（5桁）及び商品コード（6桁）（半角英数字）を左詰で記載すること（英字は大文字で記載すること）。その際に企業コードと商品コードの間は「-」（半角）でつなぐこと。
- 同一商品を複数貸与している場合は、給付費明細書の行を分けて記載すること。

給付費明細書	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
手すり貸与	171007			31	300			00000-111111
手すり貸与	171007			31	300			00000-111111

- 付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載すること。

給付費明細書	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
特殊寝台貸与	171003			31	900			00000-222222
特殊寝台付属品貸与	171004			31	100			00000-Z33333

請求情報は、給付費支給のほか、次回以降の全国平均貸与価格・貸与価格の上限算定の根拠となる。

→定義に基づく
正確な記載が必要。

（※1）TAISコード：公益財団法人テクノエイド協会が管理・運用する福祉用具情報システム（TAIS）上の管理コード。

（参考）福祉用具情報システム（TAIS） <http://www.techno-aids.or.jp/system/>

（※2）福祉用具届出コード：TAISコードを取得していない75品について、厚生労働省委託事業により付与されるコード。

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会

- 【目的】
介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題等について、現行制度の貸与の原則や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点を踏まえた検討を行う。
- 【検討事項】
・福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題
・福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策
・その他福祉用具貸与・販売に関する諸課題(安全な利用の促進、サービスの質の向上等)への対応 等
- 【スケジュール(案)】
○ 当面、4回～5回程度の開催を想定

	開催時期	概要
第1回	令和4年2月17日	福祉用具の現状と課題に関する意見交換
第2回	" 3月31日(予定)	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論 ①
第3回	" 4～5月(予定)	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論 ②
第4回以降	" 5月以降	意見集約に向けた議論 等

【構成員】(順不同・敬称略)

名 前	所 属	名 前	所 属
安藤 道人	立教大学経済学部 准教授	近藤 和泉	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 副院長 リハビリテーション科・部 部長
石田 光広	稲城市 副市長	田中 紘太	株式会社マロー・サウンズ・カンパニー 代表取締役
岩元 文雄	一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 理事長	野口 晴子	早稲田大学政治経済学学術院 教授
江澤 和彦	公益社団法人 日本医師会 常任理事	花岡 徹	一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会 会長
岡田 進一	大阪市立大学大学院 生活科学部 教授	濱田 和則	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 副会長
小野木 孝二	一般社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長	東島 弘子	国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授
久留 善武	一般社団法人 シルバーサービス振興会 事務局長	別所 俊一郎	東京大学大学院経済学研究科・経済学部 准教授
幸野 庄司	健康保険組合連合会 理事	渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長 一般社団法人日本作業療法士協会 生活環境支援推進室 副室長
五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長		

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

- 【目的】
利用者や保険者等の意見・要望を踏まえ、新たな種目・種類の取り入れや、拡充等の検討のため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催。
- 【検討事項】
・介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や拡充についての妥当性や内容に関すること。
・その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関すること。

【評価・検討の流れ】

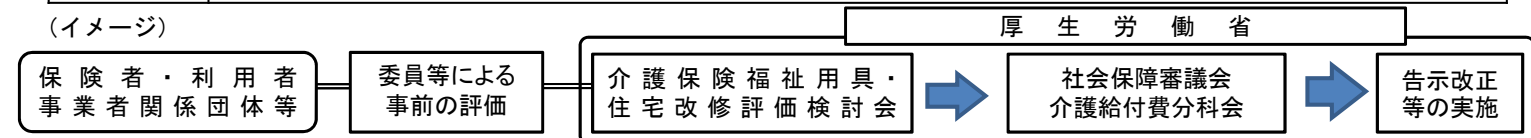
■新規提案の場合

通年	厚生労働省HPより提案票の受付。(11月以降に受付けた提案は、次年度の検討会で評価・検討)
11月～1月	提案資料の確認。評価検討に必要な情報が不十分な場合、委員の助言を踏まえ、追加データを提案者に依頼。
2月～3月	評価検討会を開催し、提出された要望について種目・種類の追加や拡充の妥当性や内容を評価・検討。

■「評価検討の継続」と判断された提案の場合

通年	必要なエビデンス等が整理され次第、随時評価検討を実施。(改めでの提案票の提出は不要)
----	--

(イメージ)



介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 構成員 (順不同・敬称略)

氏 名	所 属・役 職	氏 名	所 属・役 職
石田 光広	稲城市 副市長	久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長
伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問	五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 部長	濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授	松本 吉央	産業技術総合研究所 人間拡張研究センター
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長	山内 繁	NPO法人支援技術開発機構 理事長
上野 文規	介護総合研究所 元気の素 代表	渡邊 慎一	一般社団法人日本作業療法士協会 生活環境支援推進室 副室長
大河内 二郎	介護老人保健施設竜間之郷 施設長		

令和4年度保険者機能強化推進交付金に係る評価結果（市町村分・福祉用具）

- 保険者機能強化推進交付金に係る評価について、Ⅲ（１）⑤「福祉用具貸与や住宅改修の利用に関し、リハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設けているか。」の都道府県別市町村得点は、以下のとおり。
- ・20点満点中、最高点は11.6点（高知県）、最低点は1.7点（沖縄県）、全市町村の平均点は6.65点。
- ※ 上位3県：高知県（11.6点）、静岡県（11.3点）、石川県（11.1点）／下位3県：沖縄県（1.7点）、岩手県（1.8点）、奈良県（2.7点）

【指標詳細】（各5点、20点満点）

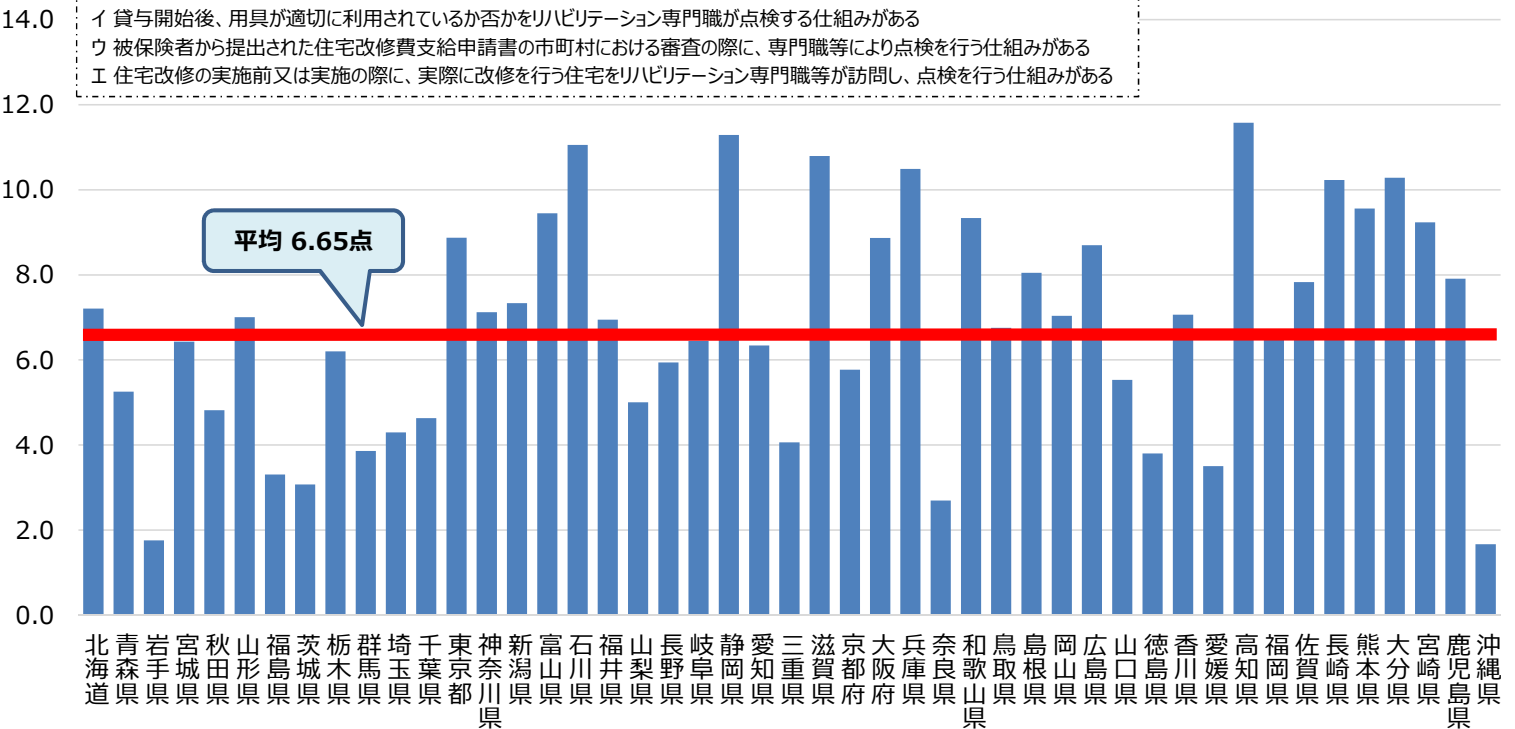
福祉用具貸与や住宅改修の利用に関し、リハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設けているか。

ア 地域ケア会議に、リハビリテーション専門職が出席し、福祉用具貸与計画（変更する場合を含む）の点検を行う仕組みがある

イ 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある

ウ 被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、専門職等により点検を行う仕組みがある

エ 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職等が訪問し、点検を行う仕組みがある



8. 高齢者虐待の防止等について

(1) 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた適切な検証・分析等

① 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果について

令和3年12月24日に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する令和2年度の調査結果を公表したところである。

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報件数2,097件、虐待判断件数595件といずれも昨年度に比べ減少した一方、養護者による虐待については、相談・通報件数35,774件、虐待判断件数17,281件といずれも過去最多となった。養介護施設従事者等による虐待の相談・通報及び虐待判断件数が減少に転じたことは、通報の必要性が定着しつつあるものの、家族・親族からの相談・通報件数が減少したことが要因の一つであると考えられ、これは新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、介護施設等における面会の禁止や制限等が影響していると推測される。

また、例年、事実確認を行っていない事例が多く報告されているが、法第9条第1項及び第24条において、市町村等は高齢者虐待に係る通報等を受けたときは、速やかに事実確認を行うこととされているため、新型コロナウイルス感染拡大の影響下にあっても、十分な感染対策を実施した上で、原則として、高齢者本人への訪問等による安全確認や事実確認等をお願いしたい。

特に、養介護施設従事者等による虐待においては、介護保険法及び老人福祉法上の指導監督権限を有する都道府県と虐待対応を行う市町村との間で、十分な情報共有、連携を図ることが重要であり、介護施設等への改善指導に対する計画、取組については、適宜、モニタリングを行うとともに、再発防止に向けた取組を評価することが不可欠である。

さらに、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等を理由とした虐待を受けた高齢者も含め、老人福祉法に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう市町村への周知をお願いする。

② 高齢者虐待防止に係る体制整備等について

令和3年4月1日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が施行され、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等が義務付けられたことから、介護サービス事業者への指導、市町村への周知徹底等をお願いする。

また、介護保険法第116条第1項の規定に基づき定められる「介護保険事業

に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、高齢者虐待防止の体制整備に関する事項が追加されたことを踏まえ、令和 4 年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関する評価指標として高齢者虐待防止に関する項目を新たに設定したため、高齢者虐待防止にかかる体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の改善、見直しにかかる課程（PDCA サイクル）を計画的に実施されたい。

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、都道府県と市町村が緊密に連携し、虐待の未然防止、早期発見や迅速かつ適切な対応を確実に行うことにより再発防止に努めていただくようお願いする。

（２）財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの財産上の不当取引（※）による高齢者の被害については、法第 27 条の規定に基づき、市町村において、相談に応じ、消費生活担当部署や関係機関を紹介するなど、適切な対応が図られているところであり、平成 27 年に都道府県に対し通知を発出し、必要に応じて消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）等を有効活用し、関係部署、機関の連携体制の構築に努めるよう依頼しているところである。

都道府県においては、市町村での財産上の不当取引に係る対応について、改善が必要と認められる場合等には、適切な支援、助言や注意喚起をお願いする。

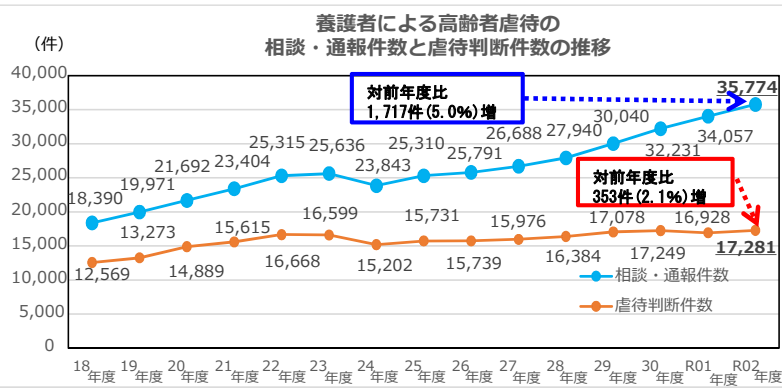
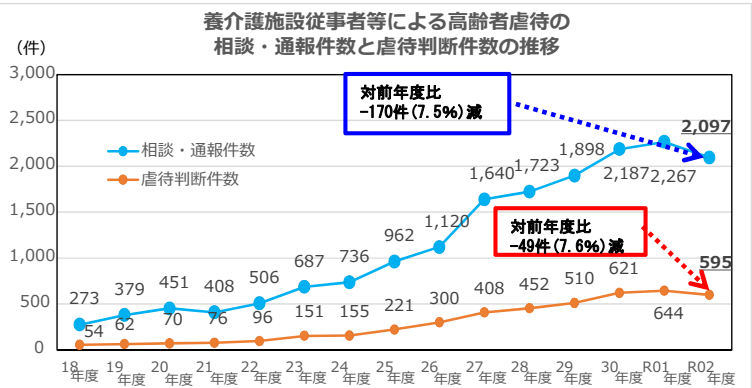
（※）財産上の不当取引：養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的と高齢者を行う取引

（３）高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業については、令和 3 年度に死亡等重篤事案等の要因分析及び相談・通報から終結までの対応を評価・検証し、再発・未然防止策の検討を行うための会議の設置に関する事業（市町村が同様の会議を設置する場合に都道府県が専門職をアドバイザーとして派遣する事業を含む）を新たに追加し、令和 4 年度からは、介護施設等における虐待防止研修を実施する講師の養成研修と、介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣を新たに追加する予定であることから、市町村、都道府県における虐待の再発防止・未然防止策として活用していただくようお願いする。

さらに、養護者による虐待に関しては、虐待につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例において、市町村、介護支援専門員等と連携の下、弁護士、社会福祉士、医師等の専門職の派遣（いわゆるアウトリーチ）に係る費用についても、当該事業で対象としていることから、本事業についても活用いただき、管内市町村への更なる支援をお願いする。

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和２年度）



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
被虐待者	男性372人（30.2%） 女性855人（69.4%） 不明5人（0.4%）	男性4,398人（24.7%） 女性13,377人（75.2%） 不明3名（0.0%）
虐待者	男性 52.3% 女性 43.2% ※介護従事者男性割合 20.9%	息子 39.9% 夫 22.4% 娘17.8%
相談・通報者	当該施設職員が26.7%で最多。次いで当該施設管理者等が14.5%。	警察が31.2%で最多。次いで介護支援専門員が25.4%。
相談・通報受理からの期間（中央値）	事実確認開始まで4日 虐待判断まで34日	事実確認開始まで0日（即日） 虐待判断まで2日
主な発生要因	教育・知識・介護技術等に関する問題 48.7% 虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等 22.2%	虐待者の性格や人格に基づく言動 57.9% 被虐待者の認知症の症状 52.9% 虐待者の介護疲れ・介護ストレス 50.0%
虐待種別（複数回答）	身体的虐待 52.0%（身体拘束有 25.7%）、心理的虐待 26.1% 介護等放棄 23.9%、性的虐待 12.1%、経済的虐待 4.8%	身体的虐待 68.2%、心理的虐待 41.4%、介護等放棄 18.7% 経済的虐待 14.6%、性的虐待0.5%
その他	《主な施設種別》 特別養護老人ホーム 28.2% 有料老人ホーム 27.1% グループホーム 13.9% 介護老人保健施設 8.4% 《虐待等による死亡事例》 3件 3人（対前年度比 1件 1人減）	《虐待等による死亡事例》 25件 25人（対前年度比 10件 10人増）

高齢者権利擁護等推進事業
（介護保険事業費補助金）

令和４年度予算案 139、071千円
（令和３年度予算 139、306千円）

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

1. 介護施設・サービス事業者への支援 ※赤字は令和４年度メニュー追加予定事項

- ①身体拘束ゼロ作戦推進会議（2007年～）
身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整・相談機能の強化を図るための会議
- ②権利擁護推進員養成研修（2007年～）
・施設長など介護施設内において指導的立場にある者を対象に、職員のストレス対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得等に関する研修
・介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修（新規）
- ③看護職員研修（2007年～）
介護施設等の看護指導者・実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術の修得等に関する研修

【事業主体】都道府県（補助率1/2）
【補助対象経費】賃金、報償費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 等

2. 市町村への支援

- ①権利擁護相談窓口の設置（2007年～）
困難事例への対応に対する市町村等の助言・支援、養護者からの相談を受け適切な関係機関へのつなぎ支援、成年後見制度の手続きに対する高齢者等に対する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置
- ②市町村職員等の対応力強化研修（2017年～）
市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修
- ③虐待対応実務者会議等の設置（2020年～）
・虐待対応実務者会議～都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析や連絡・対応体制の構築などのため、連携強化を図る
・虐待の再発防止・未然防止策検証会議～死亡等重篤事案の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、再発・未然防止策等の検討を行うために、専門職等のアドバイザーの派遣等の実施
・市町村等の指導等体制強化 介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、指針の整備、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣（新規）
- ④ネットワーク構築等支援（2017年～）
高齢者虐待防止に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴う居室確保等に係る広域調整等

3. 地域住民への普及啓発・養護者への支援

- ①地域住民向けのシンポジウム等の開催（2017年～）
高齢者虐待防止法の普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催
- ②地域住民向けリーフレット等の作成（2017年～）
・高齢者虐待防止法の通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成
・民生委員、自治会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成
- ③養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣（アウトリーチ）（2019年～）
養護者による虐待等につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担・ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を行う

運営基準改正における虐待防止規定の創設

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

改正の内容

1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

施行期日等

施行日：令和3年4月1日（施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける）

2021年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標（都道府県分）

Ⅱ 自立支援、重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容 (8) その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業

【評価目的・内容】虐待防止体制の整備に係る都道府県の取組のPDCAサイクルを評価

	● 高齢者指 標	配点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）	時 点	交付金区分
①	高齢者虐待防止の体制整備に関し、市町村に対する支援を実施しているか。 ア 高齢者虐待防止の体制整備に関する市町村の取組状況・課題を把握している イ 都道府県の目標を市町村とともに検討する機会・場を設定している ウ 市町村の状況に応じた支援方策を策定している エ 支援方策に基づき支援を行っている オ 市町村に対して定期的なフォローアップを実施し、(1回/年程度)支援の効果の評価を行っている	ア～オ各5点 複数選択可 (最大25点)	○ 管内市町村における高齢者虐待防止の体制整備の内容としては、高齢者虐待防止法に基づく調査結果の体制整備の項目(※)の実施を想定している。 ○ 支援の内容は、財政的・人的支援に限定するものではなく、広く捉えて差し支えない。なお、具体的な取組例としては、管内市町村の介護サービス相談員派遣事業実施に対する支援や、高齢者権利擁護等推進事業の活用による専門職の派遣や管内市町村虐待防止連絡会等における好事例等の周知、市町村職員に対する対応力強化のための研修、早期発見等のための関係者・関係機関によるネットワークを活用した情報システムの構築支援などが考えられる。 ○ 都道府県の支援の評価に当たっては、市町村から意見を聴取することとする	○ アについては、市町村の取組状況・課題の概要を記載。 ○ イについて、検討する機会・場、日時を具体的に記載。 ○ ウについては、支援方策の内容が分かる資料を添付。 ○ エについて、具体的な支援内容、計画を記載。 ○ オについては、具体的な評価結果とフォローアップの内容等を記載。 ※ エ、オについては、市町村へ情報提供した文書、資料がある場合は、記載ではなく提供済み文書、資料の添付も可。	2021年度(予定)実施の状況の評価については、2022年度予定の場合も可	推進

Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

（１）介護支援専門員・介護サービス事業所等

【評価目的・内容】 過程(PDCA サイクル)を評価

- ・高齢者虐待防止にかかる体制整備の検討・取組の実施
- ・取組内容の改善・見直し

	指 標	配点	留意点	報告様式への記載事項・ 提出資料（予定）	時 点	交付金 区分
③	高齢者虐待防止にかかる体制整備を実施しているか。 ア 管内の高齢者虐待の実態に基づいた課題を把握している イ 管内の高齢者虐待の実態に基づいた課題について、他機関とその防止対策を検討する機会・場を設定している ウ 市町村の虐待防止対策についての計画を策定している エ 計画に基づいて実施し、評価を行っている	ア～エ各5点 複数選択可 (最大20点)	○ イとエについては、介護保険事業計画作委員会や地域ケア推進会議等の場を活用するなど、幅広い関係者から意見を聞いている場合を対象とする。 ○ ウの防止対策としては、介護サービス相談員派遣事業の実施や、早期発見等のための関係者・関係機関によるネットワークを活用した情報システムの構築等、高齢者虐待防止法に基づく調査結果の体制整備の項目(※)の実施を想定している。	○ アについては実態に基づいた課題の概要を記載。 ○ イについて、検討する機会・場、日時を具体的に記載。 ○ ウについては、計画内容が分かる資料を添付。 ○ エについて、具体的な実施内容と評価を記載。	2021年度 (予定)実施の状況を評価	推進

9. 介護サービス相談員制度等の推進について

(1) 介護サービス相談員制度の推進について

介護施設等は利用者が安心して過ごせる環境である一方、閉鎖的な空間でもあり、身体拘束等の虐待事案が発見・通報されにくい可能性がある。

風通しの良い環境を作り出すためには、介護施設等の施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的である。

具体的には、介護保険の地域支援事業の任意事業である介護サービス相談員派遣等事業（※）の実施が考えられるが、介護サービス相談員を育成するための研修費用が受講者や自治体等の負担となっていることなどにより、実施市町村は3割程度に留まっているのが現状である。

また、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅では、外部サービスを利用しているケースも多く、責任の所在が不明確になりがちであるとともに、介護保険法や老人福祉法に基づく指導監督の権限が弱く、近年、死亡事案等重篤事案が発生している。

そのため、令和2年度に介護サービス相談員を育成しやすい環境を整備するとともに、介護施設等でのサービスの質を向上させる観点から、下記のように介護サービス相談員制度の充実を図ったところである。

都道府県においては、介護サービス相談員の積極的な活用及び効果的な実施に向けて、未実施市町村への事業効果等の周知、地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費費用等のメニューの対象化、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけをお願いします。

（※）介護サービス相談員派遣等事業：地域で活躍する市民ボランティア（介護相談員）が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの

【令和2年度主な改正内容】

(1) 派遣先として「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」を追加

これまで介護保険法上の施設・事業所のみを派遣先の対象としていたが、食事提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホームや安否確認・生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅を追加。

特に外部サービスを利用しているケースも多く、責任の所在が不明確になりがちであるとともに、介護保険法や老人福祉法に基づく指導監督の権限が弱い住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での介護相談員の受入を促進。

(2) 「介護サービス相談員」への改称

『介護』保険サービスを提供する施設・事業所だけでなく、介護保険外の様々な『サービス』を提供する施設等にまで広く対象拡大するため、「介護相談員」から「介護サービス相談員」に改称。

(3) 利用者目線の明確化

介護サービス相談員は利用者の日常的な不平・不満等を改善することを目指すものであるものの、規定上は「サービスの質の向上」のみとなっていたため、「利用者の自立した日常生活の実現」を追記。

(4) 介護サービス相談員に係る研修の整理・充実

介護サービス相談員の質の確保や量的拡大の観点から、研修実施主体によって研修内容・時間にバラツキのあった介護サービス相談員に係る研修を2種類に整理し、通常の研修の他、OJTにより実務経験を積むことを要件に研修時間を軽減する制度を創設するとともに、各研修の標準的な研修カリキュラムの内容・時間数を提示。また、定期的な更新研修の実施を促進。

(5) 介護サービス相談員に係る研修費用への助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）において、各研修の研修費用への助成をメニュー化。

(2) 特別養護老人ホーム等における福祉サービス第三者評価事業の推進について

「福祉サービス第三者評価事業」の推進については、これまでも、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の受審率の引上げを目指すため、「前年度以上の受審率」の目標を掲げるとともに、管内の介護施設等に対して本事業の積極的な受審を促していただくようお願いしてきたところである。

一方で、国民のより質の高い介護サービスの選択を支援するなどの観点から、規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）において、

- ・ 受審促進に向けた数値目標の設定
- ・ 受審に係るインセンティブの強化
- ・ 第三者評価の利用者選択情報としての位置づけ強化

等について、取り組むべきことが指摘されたことを踏まえ、平成30年3月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」等の改正を行うとともに、介護サービス情報公表システムにおいて、事業者の同意に基づき、「総評」や「第三者評価結果に対する事業者のコメント」といった評価結果を掲載するためのシステム改修を行ったところである。

社会福祉法第78条第1項では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされていることから、サービスの質の向上に結びつけるためにも、管内社会福祉施設等に対し、積極的な受審を促していただきたい。

介護サービス相談員派遣等事業の概要

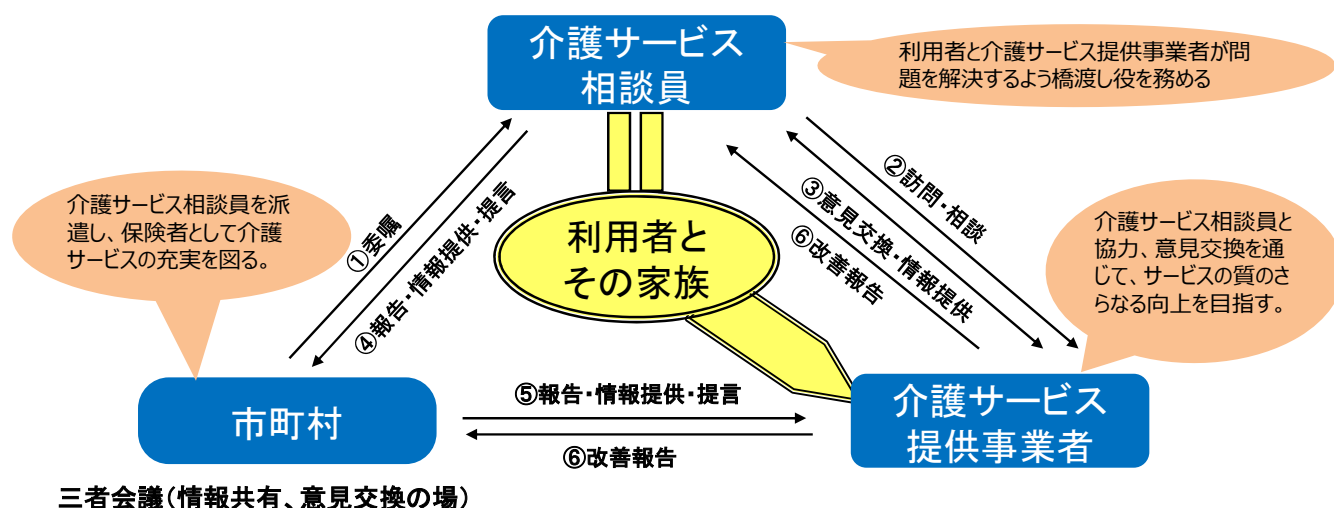
- 市町村に登録された介護サービス相談員（※）が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組

（※）事業の実施に相応しい人格と熱意を有し、一定水準以上の研修を修了した者（市町村が委嘱）

- 介護保険制度における位置付け

- ・ 地域支援事業の任意事業（介護サービスの質の向上に資する事業）として実施（国の負担割合：38.5%）
- ・ 介護サービス提供事業者は、市町村が実施する本事業に協力するよう努める義務（努力義務）を規定

介護サービス提供事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第34条第2項（ほか）】



介護サービス相談員派遣等事業の位置付け

- **地域支援事業の実施について**（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）

別紙 地域支援事業実施要綱

別記4 任意事業 3 事業内容 (3) その他の事業 カ 地域自立生活支援事業

② 介護サービスの質の向上に資する事業

地域で活躍している高齢者や民生委員等（※）が、介護サービス利用者のための相談等に応じるボランティア（介護サービス相談員）として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者との意見交換等（介護サービス相談員派遣等事業）を行う。

（※）近年は「主婦・主夫」「福祉・医療関連職員OB」「会社員・公務員OB」が多い。

- **介護サービス相談員派遣等事業の実施について**

（平成18年5月24日老計発第0524001号厚生労働省老健局計画課長通知）

申出のあったサービス事業所等に介護サービス相談員（介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者）を派遣



利用者の疑問や不満、不安の解消
事業所の介護サービスの質の向上

問題提起・提案解決型の事業

介護サービス相談員制度の主な改正内容（令和2年）

（1）派遣先として「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」を追加

これまで介護保険法上の施設・事業所のみを派遣先の対象としていたが、食事提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホームや安否確認・生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅を追加。

特に外部サービスを利用しているケースも多く、責任の所在が不明確になりがちであるとともに、介護保険法に基づく保険サービスの対象外である住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を利用する高齢者の生活の質が守られるよう、介護相談員の受入を促進。

（2）「介護サービス相談員」への改称

『介護』保険サービスを提供する施設・事業所だけでなく、介護保険外の様々な『サービス』を提供する施設等にまで広く対象拡大するため、「介護相談員」から「介護サービス相談員」に改称。

（3）利用者目線の明確化

介護サービス相談員は利用者の日常的な不平・不満等を改善することを目指すものであるものの、規定上は「サービスの質の向上」のみとなっていたため、「利用者の自立した日常生活の実現」を追記。

（4）介護相談員に係る研修の整理・充実

介護サービス相談員の質の確保や量的拡大の観点から、研修実施主体によって研修内容・時間にバラツキのあった介護相談員に係る研修を2種類に整理し、通常の研修の他、OJTにより実務経験を積むことを要件に研修時間を軽減する制度を創設するとともに、各研修の標準的な研修カリキュラムの内容・時間数を提示。また、定期的な更新研修の実施を促進。

	介護サービス相談員研修	介護サービス相談員補研修
研修時間	40時間以上	12時間以上
単独訪問	可	不可 ※介護サービス相談員の同行が必要

※令和2年5月31日時点での研修修了者は介護サービス相談員とみなす。

令和2年度～

介護相談員育成に係る研修支援事業

（地域医療介護総合確保基金（介護事業者確保分）の事業メニューの追加）

- 介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るため、介護相談員を育成するための研修費用について助成し、都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成しやすい環境を整備する。

〔助成対象主体〕 〔助成対象研修〕

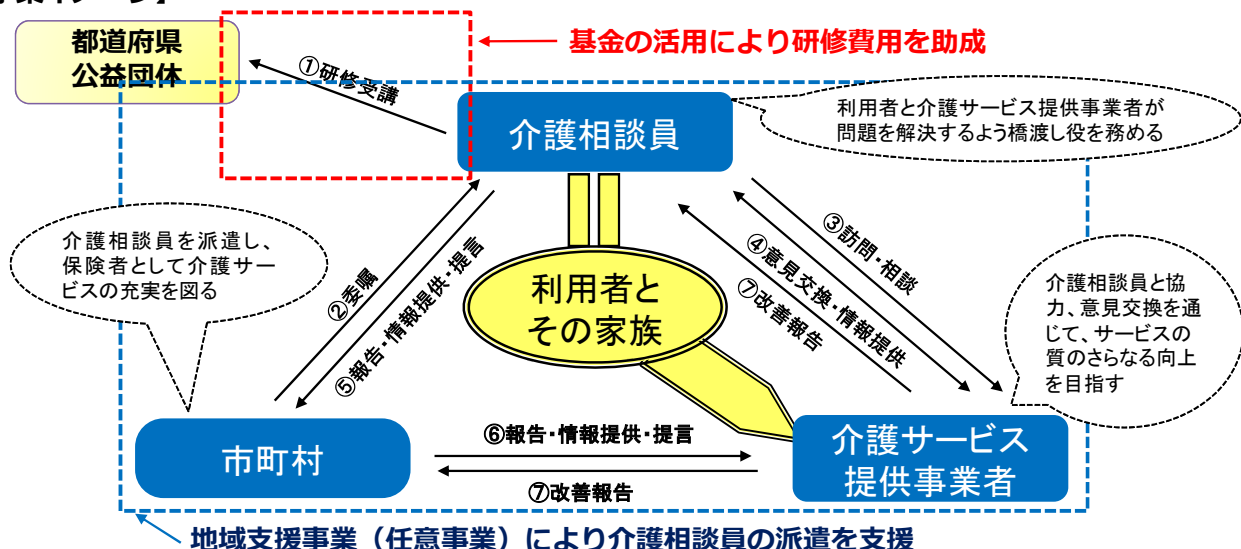
●都道府県
（市町村も可）

●新任研修（新規受講） ●更新研修（登録後毎年受講）
●主任研修（一定期間活動後、指導的立場の者）

〔助成対象経費〕

●自治体が実施する研修費用（会場使用料等）
●公益団体が実施する研修費用（旅費・受講料等）

【事業イメージ】



令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）（抜粋）
（令和3年3月11日付老発0311第2号厚生労働省老健局長通知）

【本通知の要点】

2 介護施設等における虐待防止体制等の整備

（2）介護サービス相談員派遣事業等の推進

制度未実施市町村への事業効果等の周知、地域医療介護総合確保基金における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費用等のメニューの対象化や住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけ

2 介護施設等における虐待防止体制等の整備

（2）介護サービス相談員派遣事業等の推進

また、介護施設等は利用者が安心して過ごせる環境である一方、閉鎖的な空間でもあり、身体拘束等の虐待事案が発見・通報されにくい可能性があります。

風通しの良い環境を作り出すためには、介護施設等の施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的であり、具体的には、介護保険の地域支援事業の任意事業である介護サービス相談員派遣事業（※）の実施が考えられます。

しかしながら、実施市町村は3割程度に留まっているところであり、国においては、令和2年度に、派遣対象として有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅への拡大や、地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）における研修費用への助成をメニュー化するなど、同制度の推進を図ったところです。

都道府県においては、介護サービス相談員の積極的な活用及び効果的な実施に向けて、未実施市町村への事業効果等の周知、地域医療介護総合確保基金における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費用等のメニューの対象化、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけを引き続きお願いします。

（※）介護サービス相談員派遣等事業：地域で活躍する市民ボランティア（介護サービス相談員）が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にてフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの

特別養護老人ホーム等における福祉サービス第三者評価事業
～ 施設・サービス別の受審数・受審率と累計受審数 ～

主な施設・サービス種別	令和2年度 受審数	全国施設数※	受審率	令和2年度迄の 累計受審数
特別養護老人ホーム	393	8,234	4.77%	7,262
養護老人ホーム	33	946	3.49%	650
軽費老人ホーム	22	2,319	0.95%	519
訪問介護	59	34,825	0.17%	1,338
通所介護	133	24,035	0.55%	3,314
小規模多機能居宅介護	40	5,502	0.73%	1,003
認知症対応型共同生活介護	460	13,760	3.34%	6,088

※ 全国施設数は、「令和元年社会福祉施設等調査報告」（令和元年10月1日現在）、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」（令和元年10月1日現在）